

令和元年東日本台風 須賀川市被災の記録

令和3年8月

須賀川市

「令和元年東日本台風 須賀川市被災の記録」

被災状況写真	1
1 被害状況	6
2 経過（時系列記録）	7
3 市の動き	
(1) 避難所の開設状況	10
(2) 他自治体からの人的支援状況	11
(3) 義援金・寄附金・救援物資の状況	12
4 各種支援制度	
(1) り災証明書等	13
(2) 見舞金・貸付金・給付金	15
(3) 税等（減免・延長）	21
(4) 医療・介護	29
(5) 子育て・教育	32
(6) 上下水道・住宅	36
(7) 農業・商工業	42
(8) 衛生・健康・災害ごみ	45
(9) その他	46

～参考資料～

- ・台風 19 号被害に伴う申請・相談窓口案内図
- ・令和元年台風第 19 号の暴風雨による各種支援制度のご案内（第 6 版）

※令和元年台風第 19 号 正式名称：令和元年東日本台風（令和 2 年 2 月 19 日気象庁命名）

＜ 令和元年東日本台風（台風第19号）の概要 ＞

台風の勢力等	勢力（※上陸直前）	955 hPa
	最大風速（※上陸直前）	40 m/s
	強風域半径（※上陸直前）	600 km
実績雨量	白河雨量観測所	368.5 mm/17h
	真船雨量観測所	148.0 mm/17h
	長沼雨量観測所	283.5 mm/17h
実績最大1時間雨量	白河雨量観測所	45.0 mm/h
	真船雨量観測所	16.0 mm/h
	長沼雨量観測所	31.0 mm/h
最高水位	須賀川水位観測所 （阿武隈川（国））	9.61 m (令和元年10月13日 7時20分時点)
	西川水位観測所 （釈迦堂川（県））	6.77 m (令和元年10月13日 1時30分時点)

被災状況写真



ケーズデンキ周辺（崩免地内）



須賀川市民スポーツ広場（中曽根地内）



ふれあいセンター（長祿町）



中宿橋（古屋敷地内）から
釈迦堂川上流方面



滑川地内



卸団地 (卸町地内)



下江持地内



下江持救助の様子



下江持橋 (江持地内) から
阿武隈川下流方面



館取町地内



丸田町交差点



古屋敷地内



公立岩瀬病院屋上
(市民スポーツ広場方面)



市野関地内



小作田地内



須賀川市立第一保育所



県道母畑須賀川線
(市街地から小作田橋方面)



前田川地内



須賀川アリーナ（牛袋町地内）



未来大橋周辺（柳山地内）



浜尾地内



イオンタウン須賀川
（古河地内）

1 被害状況

(1) 人的被害

3人(直接死2人、関連死1人)

(2) 物的被害(令和2年12月末時点)

ア 家屋被害状況

被害区分	全 壊	半 壊	床下浸水	計
被害件数	155	675	232	1,062

イ 公共施設被害

施設名	被害状況
須賀川アリーナ	床上浸水
浜田地域体育館	
第一保育所	

ウ 農業被害

種 別	箇所数、面積	被害額(千円)
農業用施設(農道、水路、堰等)	714 箇所	1,858,990
林道(法面崩れ、路盤破損等)	18 路線	68,120
農作物(米、野菜、果樹等)	210.47ha	270,008
合 計		2,197,118

エ 道路等被害

	種 別	箇所数	被害額(千円)	内 容
国庫補助 対象	道 路	24 箇所	153,242	路肩崩れ、路面損傷等
	河 川	1 箇所	11,832	護岸洗掘等、ポンプ場被災
	公 園	1 箇所	4,235	土砂堆積、浸水による破損
	都市施設	2 箇所	215,768	ポンプ場被災
	下水道	2 箇所	10,395	浸水による破損等
	計	30 箇所	395,472	
国庫補助 対象以外	道 路	235 箇所	73,257	法面、路肩崩れ、路面損傷等
	河 川	48 箇所	28,194	河川法面の洗掘等
	公 園	4 箇所	1,987	土砂堆積等
	下水道	1 箇所	5,005	浸水による破損等
	上水道	1 箇所	2,442	配水本管破断
	計	289 箇所	110,885	
合 計		319 箇所	506,357	

オ 商工業関連被害

被害事業所総数	被害額(千円)		
	市調査分	商工会義所、 商工会 調査分	合計
314 件	2,551,061 (152 件)	2,732,660 (111 件)	5,283,721 (263 件)

※1 市の被害額調査は、アンケート形式によるもので、回答率76%である。

※2 被災事業所総数に対する被害額調査率は、84%である。

2 経過(時系列記録)

令和元年 10 月 11 日～14 日

月	日	時刻	できごと
10月	11日(金)	13:45	市政経営会議(台風の概要、職員自宅待機等を指示)
	12日(土)	10:00	生活課(現・市民安全課)職員待機
		14:00	自主避難所開設「武道館」
		14:09	大雨警報、暴風警報発表
		14:45	福祉避難所開設「保健センター」
		15:30	土砂災害警戒情報発表
		15:48	洪水警報発表
		16:00	警察署リエゾン派遣
			避難所開設 長沼公民館
		16:30	避難勧告(レベル4)長沼
			避難所開設 いわせ地域トレーニングセンター
		16:38	避難勧告(レベル4)岩瀬
		17:00	災害対策本部設置(庁内会議) (台風の進路や今後の雨の予報、避難勧告の発令)
			避難勧告(レベル4)阿武隈川・釈迦堂川流域
			避難所開設 西一小、大東公民館
		17:13	避難所開設 堤区民館 ※区で開設
		17:15	避難所開設 阿武隈小学校
		17:20	避難所開設 小塩江公民館
		17:30	避難所開設 第一小学校
		17:40	避難所開設 第二中学校
		18:00	白河の雨量がピーク44.5mm/h 館取ポンプ稼働
		18:15	仲の町ポンプ稼働
		18:30	古屋敷ポンプ稼働
		18:36	避難勧告(レベル4)小塩江
		18:40	避難勧告(レベル4)大東
		19:00	災害対策本部会議(消防団長参加) (台風進路や今後の雨・水位の予報、避難指示の発令)
			避難指示(レベル4)阿武隈川、釈迦堂川流域、長沼、岩瀬
		19:15	避難指示(レベル4)阿武隈川、釈迦堂川流域、長沼、岩瀬
		19:30	牛袋町ポンプ稼働

月	日	時刻	できごと
10月	12日(土)	19:45	堀底ポンプ稼働
		19:50	大雨特別警報発表
			消防署リエゾン派遣2名
		20:00	長沼の雨量がピーク31.0mm/h
		20:10	江持ポンプ稼働
		20:30	避難所開設 稲田地域体育館
		20:50	避難所開設 柏城小学校
		21:00	避難所開設 東公民館
		21:15	避難所開設 第二小学校
		21:20	危険回避のため、ポンプ操作員撤収
		22:00	避難指示(レベル4)大東、小塩江
		22:30	国交省リエゾン派遣
		23:40	【越水】下の川(妙見遊園地付近)
		23:50	【越水】下江持橋下流、滑川
	災害発生情報(レベル5)江持、滑川		
	13日(日)	0:10	【越水】岩渕地内
		0:27	【内水氾濫】江持、古屋敷、
		0:30	【内水氾濫】館取
		0:50	災害発生情報(レベル5)岩渕
		1:00	消防本部、床上69cmの浸水
		1:30	釈迦堂川最高水位6.77m
			下の川ゲートポンプ浸水により停止
		4:00	大雨特別警報→大雨警報 暴風警報→強風注意報 避難者数のピーク(避難所21か所、436世帯1,053人が避難)
		4:13	【内水氾濫】川東駅付近
		5:35	自衛隊派遣依頼→救助活動
		7:20	阿武隈川最高水位9.61m
		9:00	防災ヘリ出動要請
9:15		福島県リエゾン派遣	
9:57	土砂災害警戒情報解除		

月	日	時刻	できごと
10月	13日(日)	10:00	災害対策本部(消防団長参加) (災害対応の現状、今後の復旧予定)
		10:20	災害発生情報(レベル5)和田
		10:50	【越水】和田
		10:58	大雨警報→大雨注意報
		14:00	コールセンター設置
	14日(月)	4:00	農業用ため池氾濫、須賀川 IC 通行止め
		8:30	相談窓口設置
		10:00	災害対策本部 (災害対応の現状、今後の復旧予定、避難指示の解除)
		14:55	洪水警報解除
		15:25	全ての避難指示を解除

3 市の動き

(1) 避難所の開設状況

No.	避難所名	10月 延人数	11月 延人数	12月 延人数	1月 延人数	合計延人数
1	第一小学校体育館(10月12日～25日)	698				698
2	第二小学校体育館(10月12日～14日)	168				168
3	市武道館(10月12日～12月7日)	672	383	12		1,067
4	第二中学校体育館(10月12日～14日)	511				511
5	阿武隈小学校体育館(10月12日～14日)	149				149
6	西袋第一小学校体育館(10月12日～14日)	188				188
7	稲田地域体育館(10月12日～13日)	32				32
8	東公民館(10月12日～11月8日)	474	32			506
9	小塩江公民館(10月12日～13日)	32				32
10	堤区民会館(10月12日～13日)	4				4
11	柏城小学校体育館(10月12日～13日)	22				22
12	大東公民館(10月12日～12月26日)	479	175	182		836
13	大東小学校(10月13日)	72				72
14	長沼保健センター(10月12日～13日)	10				10
15	長沼公民館(10月12日～13日)	26				26
16	いわせ地域トレーニングセンター(10月12日～13日)	8				8
17	岩瀬市民サービスセンター					0
18	保健センター(10月12日～16日)	93				93
19	グループホームやまゆり(10月12日～13日)	2				2
20	エルピス(10月13日～1月31日)	153	142	108	112	515
21	愛寿園(10月14日～1月31日)	80	150	124	84	438
22	グループホーム楓の郷(10月15日～12月8日)	34	60	16		110
23	シオンの園(10月21日～1月31日)	11	30	27	28	96
24	いわせ長寿苑(10月21日～1月31日)	22	116	89	84	311
25	グループホームいにしえ(11月30日～1月31日)		1	27	28	56
26	滑川区民館(10月12日～19日)	87				87
27	岩渕公民館(10月12日～13日)	76				76
28	仁井田公民館(10月12日～13日)	18				18
29	下小山田公民館(10月13日～11月5日)	126	10			136
30	前田川公民館(10月12日～12月8日)	711	596	72		1,379
31	丸田町会館(10月12日～11月3日)	492	33			525
32	昭和町集会所(10月15日～12月8日)	123	150	40		313
	計	5,573	1,878	697	336	8,484

(2) 他自治体からの人的支援状況

都道府 県名	市町村 名	実施期間	業務内容	派遣 人数	派遣 実績 延べ 人数
福島県		令和元年 10 月 23 日(水) ～10 月 27 日(日)	被害家屋の調査業務	5	25
		令和元年 11 月 12 日(火) ～11 月 30 日(土)	災害ゴミ仮置き場対応業務	32	32
福島県	天栄村	令和元年 10 月 21 日(月) ～11 月 4 日(月)	避難所運營業務 (須賀川市武道館、 須賀川市立第一小学校)	10	56
	昭和村	令和元年 10 月 23 日(水) ～11 月 11 日(月)	被害家屋の消毒業務等	12	60
大阪府	大阪市	令和元年 10 月 21 日(月) ～11 月 9 日(土)	危機管理室・本部 (一部被害家屋の 調査業務を含む)	11	58
		令和元年 10 月 28 日(月) ～11 月 7 日(木)	被害家屋の消毒業務	30	165
		令和元年 10 月 28 日(月) ～11 月 1 日(金)	被害家屋の調査業務等	5	25
		令和元年 11 月 4 日(月) ～11 月 9 日(土)	避難所運營業務	6	24

(3) 義援金・寄附金・救援物資の状況

(令和元年10月12日～令和2年12月31日)

No.	課 名	支援物資	義援金等
1	企画財政課(現・企画政策課)		6
2	税務課		403
3	生活課(現・市民安全課)		2
4	生涯学習スポーツ課		1
5	東公民館	11	
6	稲田公民館	1	
7	社会福祉課		132
8	商工労政課(現・商工課)		5
9	観光交流課	101	3
10	道路河川課	1	1
11	下水道施設課		1
12	議会事務局		3
13	農業委員会事務局	1	
14	学校教育課	4	
15	こども課	9	3
	合 計	128	560

義援金等の合計件数と金額

No.	名称	件数	金額
1	義援金	133	23,597,254
2	寄附金	417	12,968,270
3	見舞金	8	6,104,352
4	助成金	2	1,500,000
	合計	560	44,169,876

4 各種支援制度（実績は令和2年12月末時点）

(1) リ災証明書等

1 リ災証明書申請

支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「リ災証明書」により、各種支援制度が利用できる。
対象者	住家の被害を受けた市内住居者で、住居地に住民票がないため、「リ災証明書」が届いていない方
担当	税務課 固定資産税係
実績	1,628件（全壊：187件、大規模半壊：298件、半壊：605件、 一部損壊（損害割合が10%以上20%未満の住家）：1件、 一部損壊（10%未満）：537件）

2 リ災証明書交付（自己判定方式）

支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「リ災証明書」により、各種支援制度が利用できる。
対象者	住家の被害を受けた市内住居者で、被害状況が「一部損壊（準半壊）」に至らないとなる見込みであるため、自己判定方式により「リ災証明書」に合意できる方
担当	税務課 固定資産税係
実績	8件

3 建物の被害認定再調査

支援の内容	市が実施した被害認定調査の判定結果に納得できない場合は、再調査を申請することができる。
対象者	リ災証明書を交付された方
担当	税務課 固定資産税係
実績	11件

4 リ災証明書再交付

支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「リ災証明書」により、各種支援制度が利用できる。
対象者	住家の被害を受けた市内住居者で、「リ災証明書」が交付された方
担当	税務課 固定資産税係
実績	541件

5 被災証明書交付

支援の内容	家屋及び家屋以外の工作物（物置、カーポート等）や自動車などの動産の被災について、市に届け出たという行為を証明するもの。なお、この証明書は、「被災の程度」を証明するものではない。
対象者	被災された方
担当	税務課 固定資産税係
実績	233件

6 証明書交付手数料の免除

支援の内容	復興手続や各種支援制度等の申請に添付する証明書の交付手数料を免除。 <ul style="list-style-type: none"> ・種類 印鑑登録証明書、住民票の写し 所得及び課税証明書、納税証明書、資産証明書 ※コンビニ交付は、対象外となる。 ※すでに納入された手数料の還付はない。												
対象者	須賀川市が発行する「リ災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員												
担当	税務課 税制係、市民課、各市民サービスセンター												
実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税証明</td> <td style="width: 20%;">518件</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 55%;">155,400円</td> </tr> <tr> <td>住民票</td> <td>1,492件</td> <td></td> <td>447,600円</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録</td> <td>563件</td> <td></td> <td>168,900円</td> </tr> </table>	税証明	518件		155,400円	住民票	1,492件		447,600円	印鑑登録	563件		168,900円
税証明	518件		155,400円										
住民票	1,492件		447,600円										
印鑑登録	563件		168,900円										

(2) 見舞金・貸付金・給付金

7 災害見舞金

支援の内容	災害により住居に被害のあった世帯に対し、災害見舞金を給付。 全壊 10万円 半壊（大規模半壊含む） 5万円
対象者	現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」を受けた世帯 ※建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象とならない。 ※倉庫、店舗等については対象とならない。
担当	社会福祉課 福祉総務係
実績	1,152件 66,850,000円

8 災害援護資金貸付金

支援の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けする制度。貸付限度額等は、次ページのとおり。
対象者	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊 ※貸付を受けるには連帯保証人をつけることが必要。 ※所得制限があり、所得制限は次ページのとおり。
担当	社会福祉課 福祉総務係
実績	8件 14,700,000円

貸付限度額等

貸付 限度額	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	※住居を建て直す場合	350万円
	エ 住宅の全壊	350万円
	1 世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	※住居を建て直す場合	250万円
	ウ 住居の全壊	250万円
	※住居を立て直す場合	350万円
貸付利率	年1.5%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3年	
償還期間	10年（据置期間を含む。）	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込期限	令和2年1月31日	

所得制限

世帯人員	市町村民税における平成30年中の総所得金額
1人	220万円以下
2人	430万円以下
3人	620万円以下
4人	730万円以下
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

申込みに必要な書類

申込みに必要な書類	申込人			連帯 保証人
	全半壊	家財1/3	負傷 のみ	
(1) 災害援護資金借入申込書（所定のもの）	○	○	○	

(2) 住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
(3) 所得証明書(平成30年分) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの)	○	○	○	○
(4) 医師の診断書	△	△	○	
(5) リ災証明書の写し	○	○	○	
(6) 家財の損害状況調書(所定のもの)		○		
(7) 解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
(8) 契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○		

○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類

貸付けの段階で必要な書類

- ・印鑑証明書(借受人、連帯保証人)

9 災害弔慰金

支援の内容	<p>災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給する制度。災害弔慰金の支給額は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が死亡した場合 500万円 ・その他の者が死亡した場合 250万円
対象者	<p>災害により死亡された方(須賀川市に住民登録のある方、外国人登録がある方)のご遺族。</p> <p>支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母。</p> <p>※①から⑤の遺族がいずれもない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る)</p>
担当	社会福祉課 福祉総務係
実績	1人 2,500,000円

10 災害障害見舞金

<p>支援の内容</p>	<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給する制度。</p> <p>災害障害見舞金の支給額は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円
<p>対象者</p>	<p>災害により以下のような重い障害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明された方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃された方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢を肘関節以上で失われた方 ⑥両上肢の用を全廃された方 ⑦両下肢を膝関節以上で失われた方 ⑧両下肢の用を全廃された方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
<p>担当</p>	<p>社会福祉課 福祉総務係</p>
<p>実績</p>	<p>-</p>

11 被災者生活再建支援制度

支援の内容	<p>居住する住宅が災害により全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に生活再建を支援するため、支援金を給付する制度。</p> <p>基礎支援金は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全壊世帯 100万円（単身世帯75万円） ・ 大規模半壊世帯 50万円（単身世帯37万5千円） <p>加算支援金は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅を建設・購入する場合 200万円（単身世帯150万円） ・ 補修する場合 100万円（単身世帯75万円） ・ 賃借する場合（公営住宅を除く） 50万円（37万5千円）
対象者	居住する住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯
担当	社会福祉課 福祉総務係
実績	<p>基礎支援金 514件</p> <p>加算支援金 354件 合計 701,625,000円</p>

12 災害義援金（県・市配布分）

支援の内容	<p>住家が全壊、半壊（大規模半壊を含む）、一部損壊（準半壊）、一部損壊（10%未満）の被害を受けた世帯へ、県・市義援金を配分する制度。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th style="text-align: center;">県</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊（大規模半壊含む）</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（準半壊）</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">25,000円</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（10%未満）</td> <td>1世帯当たり</td> <td style="text-align: right;">12,500円</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table>			県	市	合計	全壊	1世帯当たり	100,000円	20,000円	120,000円	半壊（大規模半壊含む）	1世帯当たり	50,000円	10,000円	60,000円	一部損壊（準半壊）	1世帯当たり	25,000円	5,000円	30,000円	一部損壊（10%未満）	1世帯当たり	12,500円	2,500円	15,000円
		県	市	合計																						
全壊	1世帯当たり	100,000円	20,000円	120,000円																						
半壊（大規模半壊含む）	1世帯当たり	50,000円	10,000円	60,000円																						
一部損壊（準半壊）	1世帯当たり	25,000円	5,000円	30,000円																						
一部損壊（10%未満）	1世帯当たり	12,500円	2,500円	15,000円																						
対象者	住家が全壊、半壊（大規模半壊を含む）、一部損壊（準半壊）、一部損壊（10%未満）の被害を受けた世帯																									
担当	社会福祉課 福祉総務係																									
実績	<p>市・県 合計1,464世帯</p> <p>市 23,370,000円</p> <p>県 393,340,000円</p>																									

13 被災者特別支援金

<p>支援の内容</p>	<p>住家に被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊の世帯に対し、特別支援金を支給する制度。</p> <p>支給額は、次のとおり。</p> <p>県負担分：1世帯当たり10万円</p> <p>市負担分：1世帯当たり 5万円</p> <p>合 計：1世帯当たり15万円</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住家に半壊の被害を受けた世帯 ・ 半壊世帯のうち、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（No. 11）が支給される世帯は、特別支援金の支給対象外となる。 <p>※特別支援金を受給した後、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は、特別支援金を返還する。</p>
<p>担当</p>	<p>社会福祉課 福祉総務係</p>
<p>実績</p>	<p>554件 83,100,000円</p>

(3) 税等（減免・延長）

14 個人市県民税の減免

支援の内容

平成31年度個人市県民税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免する制度。

- ・ 普通徴収 : 第3期分以降
- ・ 給与特別徴収 : 10月徴収分以降
- ・ 年金特別徴収 : 10月徴収分以降

●減免を受けることができる要件及び減免の割合等

(1) 個人市県民税の減免割合等

納税義務者（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害の程度及び平成30年中の合計所得金額に応じた減免の割合。ただし、平成30年中の合計所得金額が、1,000万円以下の方に限る。

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき
500万円以下	1/2	全部
750万円以下	1/4	1/2
750万円超	1/8	1/4

(2) 災害により農作物に被害を受けた場合

農作物の減収による損失額（※1）が、平年（※2）における農作物の合計収入金額の3/10以上となる方に対し、農業所得に係る市県民税の所得割の額について、平成30年中の合計所得金額に応じた割合により減免。

ただし、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下の方に限る。

（※1） 農業共済金等により補てんされる金額を除く。

（※2） 平年とは過去3年間の平均をいう。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
400万円以下	8/10
550万円以下	6/10
750万円以下	4/10
750万円超	2/10

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に所有し、かつ、居住していた住宅が半壊以上の被害の認定を受けた方 ※倉庫、店舗等の非住宅や居住していない住宅は、対象にならない。 ・ 自己（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有する家財の損害の程度が2/10以上の方 ・ 農作物の減収による損失額が、平年における農作物の合計収入金額の3/10以上の方
担当	税務課 市民税係
実績	516件 25,187,600円

15 固定資産税・都市計画税の減免

支援の内容	<p>災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減額。</p> <p>●対象納期限 : 平成31年度 第3期以降 令和2年度 全期</p> <p>(1) 土地が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損害の程度</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の8</td> <td style="text-align: center;">全 部</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき</td> <td style="text-align: center;">10分の8</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td>被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 家屋が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損害の程度</th> <th style="text-align: center;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失、埋没等により原型をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">全 部</td> </tr> <tr> <td>屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">10分の6</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td style="text-align: center;">10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免の割合	被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4	損害の程度	減免の割合	全焼、全壊、流失、埋没等により原型をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
	損害の程度	減免の割合																	
被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部																		
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8																		
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6																		
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4																		
損害の程度	減免の割合																		
全焼、全壊、流失、埋没等により原型をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構成部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部																		
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6																		
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4																		

(3) 償却資産が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき 又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※都市計画税の減免については、固定資産税の減免と同様に取り扱う。

対象者	納税義務者
担当	税務課 固定資産税係
実績	1,565件 33,464,300円（平成31年度）
	1,572件 41,064,700円（令和2年度）

16 国民健康保険税の減免

支援の内容

○住宅への被害 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

損害程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊・半壊	1/2
床上浸水(上記に該当する場合を除く。)	1/2

○収入の減少 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の1から3のすべての要件に該当する世帯

- 1 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額)が前年の事業収入等の額の3/10以上
- 2 前年の合計所得が1,000万円以下
- 3 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【表1】

$$\text{対象保険税額} = A \times B / C$$

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B: 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額

C: 当該世帯の前年の合計所得金額

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	8/10
550万円以下であるとき	6/10
750万円以下であるとき	4/10
1000万円以下であるとき	2/10

【表1】×【表2】により算定 事業等の廃止や失業の場合は、対象保険税額の全部を免除、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用

○人的被害 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた世帯及び行方不明となった世帯 全部免除

	減免対象期間 令和元年度 普通徴収4、5、6、7、8期分 特別徴収10、12、2月徴収分 令和2年度 減免基準によって算定した4月から9月分に相当する分
対象者	国民健康保険税の納税義務者で要件に該当する方
担当	保険年金課 国保税係
実績	令和元年度 393件 21,111,100円 令和2年度 378件 13,712,000円

17 国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除

支援の内容	国民年金保険料全額免除 令和元年度 月額 16,410円 令和2年度 月額 16,540円 (注) ただし、年金額を計算する時、全額免除期間は納付した場合と比べ1/2として計算する。 免除期間 令和元年9月分から令和3年6月分 (令和2年7月分以降については改めて申請が必要)
対象者	国民年金第1号被保険者の方で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること
担当	保険年金課 年金高齢医療係
実績	令和元年度 51件 令和2年度 9件

18 後期高齢者医療保険料の減免

支援の内容	1 保険料の減免額								
	①主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた方								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害状況</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2分の1を超えない範囲で 広域連合が決定</td> </tr> </tbody> </table>	被害状況	減免の割合	全壊	全額	大規模半壊・半壊	2分の1	床上浸水	2分の1を超えない範囲で 広域連合が決定
	被害状況	減免の割合							
	全壊	全額							
大規模半壊・半壊	2分の1								
床上浸水	2分の1を超えない範囲で 広域連合が決定								

②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の1から3のすべての要件に該当する世帯

- 1 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額）が前年の事業収入等の額の 3/10以上
- 2 前年の合計所得が 1,000万円以下
- 3 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下

対象保険料額 = $A \times B / C$

A：被保険者の保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額

C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	8/10
550万円以下であるとき	6/10
750万円以下であるとき	4/10
1000万円以下であるとき	2/10

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

③主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた世帯及び当該世帯の者が行方不明となった世帯 全部免除

2 対象保険料

①令和元年度の保険料

災害発生日（令和元年10月12日）から令和2年6月30日までに納期限が到来する額

②令和2年度の保険料

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもののうち、令和2年4月から9月までに相当する月額算定額

対象者

後期高齢者医療被保険者で要件に該当する方

担当	保険年金課 年金高齢医療係		
実績	令和元年度	430件	7,396,600円
	令和2年度	433件	6,484,700円 (R3. 3. 31時点)

19 介護保険料の減免

支援の内容	<p>第1号被保険者の介護保険料について、被害の状況により減免。 減免対象期間 令和2年9月30日納期限分まで 特別徴収は8月の年金差し引き分まで</p> <p>○居住する住宅の損害（損害金額及び所得要件なし）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主たる生計維持者の人的被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡又は行方不明</td> <td rowspan="3">全部</td> </tr> <tr> <td>障害者となった場合</td> </tr> <tr> <td>重篤な傷病を負った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業収入等の減少が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失額が対象賦課年度の前年の額の10分の3以上 ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が対象 <p>※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なる。</p>	損害程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊	2分の1	床上浸水	2分の1	事由	減免割合	死亡又は行方不明	全部	障害者となった場合	重篤な傷病を負った場合
	損害程度	減免割合													
全壊	全部														
半壊・大規模半壊	2分の1														
床上浸水	2分の1														
事由	減免割合														
死亡又は行方不明	全部														
障害者となった場合															
重篤な傷病を負った場合															
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・現に居住していた住宅が床上浸水以上の被害を受けた世帯 ・災害により被害を受け、介護保険料負担能力を喪失したと認められる者 														
担当	長寿福祉課 介護保険係														
実績	令和元年度	723件	14,192,750円												
	令和2年度	720件	13,867,500円												

20 市税等納期限の延長

支援の内容	市税の減免手続きのために、令和元年10月13日から令和元年12月11日までの間に納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）の納期限を令和元年12月12日（木）まで延長。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替。
対象者	令和元年10月13日から令和元年12月11日までの間に、納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）について課税がある方
担当	個人市県民税：税務課 国民健康保険税：保険年金課 国保税係 口座振替：収納課
実績	-

21 後期高齢者医療保険料の納期限延長

支援の内容	普通徴収分 3期 令和元年10月31日納期 4期 " 12月 2日納期 令和元年12月12日（木）まで延長。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替。
対象者	後期高齢者医療保険料普通徴収の方
担当	保険年金課 年金高齢医療係 ※口座振替：収納課
実績	-

(4) 医療・介護

22 国民健康保険一部負担金の免除

支援の内容	住家の全半壊、全半焼、床上浸水の被災をしている場合等は、医療機関等の窓口で保険証と一部負担金免除証明書を提示すると、一部負担金の支払いが不要となる。 【免除対象期間】 令和元年10月13日～令和2年9月末までの診療、調剤及び訪問看護分
対象者	国民健康保険の被保険者であり、以下のいずれかに該当する方。 ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方 ・主たる生計維持者が行方不明である方 ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
担当	保険年金課 国保給付係
実績	令和元年度 4,090件 22,794,888円 令和2年度 6,823件 38,603,775円

23 後期高齢者医療一部負担金の免除

支援の内容	住家の全半壊、床上浸水の被災をしている場合は、令和元年10月12日より医療機関等で受診される際に、被保険者証と一部負担金免除証明書を提示することにより、窓口での自己負担金が無料になる。 【令和2年9月診療分まで】
対象者	・住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方 ・主たる生計維持者が行方不明である方 ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方 ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
担当	保険年金課 年金高齢医療係
実績	令和元年度 3,983件 13,441,906円 令和2年度 6,723件 21,014,548円

24 介護保険サービス利用料の免除

<p>支援の内容</p>	<p>被災された要介護認定者等が介護サービスを利用した際、その利用料が免除になる。ただし、施設に入所されている方の食費・居住費は、お支払いいただく必要がある。</p> <p>【免除期間】</p> <p>令和元年10月1日～令和2年9月末までのサービス利用分</p>						
<p>対象者</p>	<p>■以下のいずれかに該当する方</p> <p>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方</p> <p>②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方</p> <p>③主たる生計維持者が行方不明である方</p> <p>④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>■令和元年10月1日～令和2年3月末までのサービス利用分については上記に該当する方からの口頭申告で免除を受けたが、4月1日以降免除を受けるためには、介護サービスを利用の際に介護サービス事業所に介護保険等利用料免除証明書（以下、「証明書」）を提示する必要がある。</p> <p>■証明書の発行を希望される方は、手続きが必要になる。</p> <p>※既に免除を受けている方に対しては、証明書を発行しているため、改めての手続きは不要。</p>						
<p>担当</p>	<p>長寿福祉課 介護保険係</p>						
<p>実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>153人</td> <td>10,724,930円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>164人</td> <td>18,929,379円</td> </tr> </table>	令和元年度	153人	10,724,930円	令和2年度	164人	18,929,379円
令和元年度	153人	10,724,930円					
令和2年度	164人	18,929,379円					

25 障がい福祉サービス・補装具及び地域生活支援事業の利用料の免除

支援の内容	<p>被災された障がい福祉サービス等の利用者に対し、利用料を免除。</p> <p>ただし、食費・居住費については、対象外。</p> <p>免除期間：令和元年10月1日から令和2年3月末までのサービス提供分</p>
対象者	<p>被災された障がい福祉サービス等の利用者で、下記のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者が行方不明である方 ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
担当	社会福祉課 障がい福祉係
実績	39人 161,579円

(5) 子育て・教育

26 保育所・こども園保育料の減免

支援の内容	<p>被害の状況により、認可保育所・認定こども園・小規模保育施設の0歳～2歳児の保育料を、令和元年10月分から令和2年3月分まで、次の割合により減免。</p> <p>(1) 保育料の算定対象者の住宅又は家財が被害を受けた場合 住宅又は家財の損害の金額が、その住宅又は家財の価格の10分の2以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、次の割合により減免。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が2/10以上5/10未満のとき</th> <th>損害の程度が5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保育料の算定対象者が災害により農作物に被害を受けた場合 農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）は、次の割合により減免。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)(2) どちらにも該当する場合には、保育料の算定対象者に最も有利な割合により減免。</p>	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4	合計所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	8/10	550万円以下	6/10	750万円以下	4/10	750万円超	2/10
	合計所得金額		減免の割合																								
		損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき																								
500万円以下	1/2	全部																									
750万円以下	1/4	1/2																									
750万円超	1/8	1/4																									
合計所得金額	減免の割合																										
300万円以下	全部																										
400万円以下	8/10																										
550万円以下	6/10																										
750万円以下	4/10																										
750万円超	2/10																										
対象者	災害等により市民税を減免された保育料の算定対象者																										
担当	こども課 保育幼稚園係																										
実績	17人 1,641,050円																										

27 児童クラブ保育料の減免

支援の内容	<p>児童クラブを利用する児童の保護者の居住する住宅が被害を受けたとき、保育料を減免。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 「半壊」以上 ・保育料 無料 ・期間 令和元年10月から令和2年3月までの6か月間
対象者	被災された、児童クラブ利用児童の保護者
担当	こども課 子育て支援係
実績	55人 829,860円

28 こどもセンター預かりルーム使用料の減免

支援の内容	<p>被災された方が、家屋や家財の片づけ等を目的に預かりルームを利用する場合には、使用料を減免。</p> <p>預かりルームの利用には、利用日以前の事前面接・登録が必要だが、利用日当日に面接・登録をしてそのまま預けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間 午前9時から午後5時までの間で 4時間以内（火曜日を除く） ・使用料 免除 ・期間 令和元年10月16日（水）から 令和元年12月28日（土）まで
対象者	被災された方 被災された家族や知人等の家屋、家財等の片づけを手伝う方
担当	市民交流センターこどもセンター
実績	20人 24,600円

29 被災した児童・生徒への教科書・文房具支給

支援の内容	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒に対して、必要とする教科書及び文房具を支給。 文房具の費用の範囲 ・小学校児童 一人当たり 4,500円 ・中学校生徒 一人当たり 4,800円												
対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒												
担当	学校教育課												
実績	<table border="0"> <tr> <td>(教科書) 小学生</td> <td>16冊</td> <td>6,840円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>11冊</td> <td>7,385円</td> </tr> <tr> <td>(文房具) 小学生</td> <td>533個</td> <td>181,120円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>314個</td> <td>102,325円</td> </tr> </table>	(教科書) 小学生	16冊	6,840円	中学生	11冊	7,385円	(文房具) 小学生	533個	181,120円	中学生	314個	102,325円
(教科書) 小学生	16冊	6,840円											
中学生	11冊	7,385円											
(文房具) 小学生	533個	181,120円											
中学生	314個	102,325円											

30 被災児童生徒に対する就学援助制度

支援の内容	お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる学用品費、学校給食費等の費用の一部を助成し、お子様の就学を援助。						
対象者	次のいずれかに該当する方 (1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方 (2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、平成30年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方						
担当	学校教育課						
実績	<table border="0"> <tr> <td>小学生</td> <td>7人</td> <td>232,209円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>6人</td> <td>336,847円</td> </tr> </table>	小学生	7人	232,209円	中学生	6人	336,847円
小学生	7人	232,209円					
中学生	6人	336,847円					

31 被災児童生徒に対する入学準備金の入学前支給

支援の内容	<p>お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる費用の一部を助成し、お子様の就学を援助する制度。</p> <p>このうち、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等：入学の際に通常必要とする学用品や通学用品の購入費）に限り、入学前に支給。</p>						
対象者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で、主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方</p> <p>(2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、平成30年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方</p>						
担当	学校教育課						
実績	<table data-bbox="448 875 845 992"> <tr> <td>小学生</td> <td>1人</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>2人</td> <td>114,800円</td> </tr> </table>	小学生	1人	50,600円	中学生	2人	114,800円
小学生	1人	50,600円					
中学生	2人	114,800円					

(6) 上下水道・住宅

32 上下水道料金の減免

<p>支援の内容</p>	<p>1 水道料金</p> <p>◆減免対象となる料金◆</p> <table border="1" data-bbox="549 327 928 544"> <tr> <td>対象となる請求月分</td> </tr> <tr> <td>令和元年11月請求分</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月請求分</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月請求分</td> </tr> </table> <p>◆減免の基準◆</p> <p>(1) 対象となる請求月分の水量と、前年同期の水量もしくは前3回の平均水量を比較し、最も少ない水量を使用水量とし、対象月の増加分を減免。</p> <p>(2) 基本水量以内の場合、減免の対象とならない。なお、令和元年10月12日以前に検針した使用水量については検針値とし、令和元年10月13日以後に検針した使用水量を減免の対象とする。</p> <p>2 下水道使用料</p> <p>減免対象となる使用料及び減免の基準については、水道料金と同様とする。</p>	対象となる請求月分	令和元年11月請求分	令和元年12月請求分	令和2年1月請求分		
対象となる請求月分							
令和元年11月請求分							
令和元年12月請求分							
令和2年1月請求分							
<p>対象者</p>	<p>被災された上下水道使用者</p>						
<p>担当</p>	<p>経営課</p>						
<p>実績</p>	<table> <tr> <td>水道</td> <td>3,648件</td> <td>8,055,387円</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>2,524件</td> <td>3,826,572円</td> </tr> </table>	水道	3,648件	8,055,387円	下水道	2,524件	3,826,572円
水道	3,648件	8,055,387円					
下水道	2,524件	3,826,572円					

33 上下水道料金の減免（追加減免）

<p>支援の内容</p>	<p>上下水道料金</p> <p>◆減免対象となる料金◆</p> <p>被災を受けた建物等で契約されていた上下水道料金のうち次の請求月分</p> <table border="1" data-bbox="549 1619 928 1836"> <tr> <td>対象となる請求月分</td> </tr> <tr> <td>令和元年11月請求分</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月請求分</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月請求分</td> </tr> </table> <p>◆減免の追加支援◆</p> <p>被災した月（10月分）の上下水道料金を全額免除。</p>	対象となる請求月分	令和元年11月請求分	令和元年12月請求分	令和2年1月請求分
対象となる請求月分					
令和元年11月請求分					
令和元年12月請求分					
令和2年1月請求分					
<p>対象者</p>	<p>り災証明書で半壊以上の判定となった上下水道使用者</p> <p>事業用資産り災証明書が発行された事業者</p>				
<p>担当</p>	<p>経営課</p>				

実績	水道	760件	3,541,849円
	下水道	409件	1,315,188円

34 水道の加入金及び手数料の減免

支援の内容	<p>◆減免の基準◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の被災により敷地を移転し給水装置を新設する場合、加入金の額の2分の1を減免。 ・ 家屋の被災により給水装置の新設、改造及び撤去の申請が必要な場合、設計審査・工事検査に係る手数料の額の2分の1を減免。 		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋が被災し、被災証明書を取得した水道使用者 ・ 水道料金に滞納がない方 		
担当	経営課・水道施設課		
実績	加入金	10件	715,000円
	手数料	17件	9,212円

35 下水道受益者負担金等の納期限延長

支援の内容	<p>下水道受益者負担金、下水道受益者分担金の納期限を延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長期間について 令和元年度第3期の期限を令和元年12月12日（木）まで延長。 ・ 口座振替について 従来どおりの令和元年12月2日（月）に振替。 		
対象者	下水道受益者負担金、下水道受益者分担金を納付している方		
担当	経営課		
実績	-		

36 住宅の応急修理制度

<p>支援の内容</p>	<p>住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に欠くことのできない部分のうち、緊急に修理を要する次の箇所について実施。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、床、外壁、基礎等 2 ドア、窓等の開口部 3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 4 衛生設備 <p>※内装のみを修理するものは、原則として対象外</p> <p>【応急修理の基準額】</p> <p>1世帯当たり、595,000円（税込）以内</p> <p>（一部損壊（10%以上）は300,000円（税込）以内）</p> <p>※応急修理代金を、市が修理業者に支払う。</p>
<p>対象者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害により住宅が一部損壊（損壊割合が10%以上、以下同じ）、半壊又は大規模半壊の被害を受けた方。 (2) 応急仮設住宅（民間借上住宅を含む）、公営住宅等と応急修理制度を重複して利用しないこと。 (3) 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。被害を受けた住宅で生活が可能となることが見込まれること。 2 災害のため住家が半壊又は一部損壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力が ある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断する。 <p>※民間賃貸住宅の借上げ制度（No. 39）及び被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）（No. 39）は、住宅の応急修理制度を利用すると、支援を受けられない。</p>
<p>担当</p>	<p>建築住宅課 指導企画係</p>
<p>実績</p>	<p>508世帯</p>

37 民間賃貸住宅の借上げ制度

<p>支援の内容</p>	<p>住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供。（光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などは、入居者負担。）</p>
<p>対象者</p>	<p>1 入居者の要件（いずれにも該当）</p> <p>(1) 令和元年10月12日現在、市内に居住していた方</p> <p>(2) 次の要件のいずれかを満たす方</p> <p>① 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方</p> <p>② 半壊（大規模半壊含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方（土砂や流木、その他の支障物を容易に除去できず、かつ、床、壁、衛生設備等を修理し、ハウスクリーニング、清掃及び消毒をしても居住できない程度に被災した場合）</p> <p>※半壊（大規模半壊を含む）のり災証明を受けた方で、修理等で一時的に居住できない方についても、修理等が終わるまでの間、供与対象として認めることとなった。「水害により流入した土砂や流木等により住宅として利用できない状態にある」ことが必要であり、半壊であっても「床上浸水」のみの場合は対象とはならない。</p> <p>③ ライフラインが途絶、避難指示など、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方</p> <p>(4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</p> <p>2 借り上げる住宅の要件（いずれにも該当）</p> <p>(1) 貸主から同意を得ているもの</p> <p>(2) 昭和56年以降建設の住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること。</p> <p>(3) 家賃が、1か月当たり6万円以下（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては9万円以下）であること。</p> <p>※上記に該当する方で、10月12日以降にすでに別途契約している方も対象となる。</p> <p>※住宅の応急修理制度（No. 36）は、民間賃貸住宅の借上げの提供を受けると、利用できなくなる。</p>
<p>担当</p>	<p>建築住宅課市営住宅係</p>
<p>実績</p>	<p>110件</p>

38 建築確認申請書の手数料免除

支援の内容	<p>被災された方の住宅の建築に係る確認申請等の手数料を免除。なお、免除期間は当初、令和2年10月11日までとされていたが、令和4年10月11日まで延長。</p> <p>【免除の対象となる手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請手数料 ・ 完了検査申請手数料 ・ 中間検査申請手数料 ・ 位置指定申請手数料 <p>※令和4年10月11日までに建築物の建築等に係る当初の申請（建築確認）が行われたものは、その後の申請（中間検査、完了検査）の手数料も免除。</p>
対象者	<p>令和元年台風第19号により被害を受けた、住宅（一戸建て、共同住宅、長屋等の専用住宅をいう。以下、同じ）または兼用住宅の所有者または居住者で、市町村から発行される「り災証明書」の判定が「半壊」以上の方</p>
担当	建築住宅課
実績	22件

39 被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）

支援の内容	<p>生活環境保全上の支障となっていると市が判断した被災家屋等の解体・撤去を市が所有者に代わって行う。</p> <p>すでに解体・撤去を行った場合の費用について、市が所有者へ支払うことができる場合もある。（解体前・工事中・解体後の写真、解体業者との契約書、費用の明細等の書類を準備しておく必要がある。）</p>
対象者	<p>「り災証明書」で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」とされた個人所有の家屋、中小企業の所有物、これらと一体となって解体、撤去する建築物の所有者</p>
担当	環境課
実績	153件

40 一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

支援の内容	(1) 使用期間 原則3か月以内（令和2年1月末まで） ※あくまでも一時的な避難による無償提供。 (2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除（光熱水費、共益費は自己負担）
対象者	須賀川市在住の方で、災害により、床上浸水で大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方。（暴力団員でないこと）
担当	建築住宅課 市営住宅係
実績	7件

41 一時的な災害公営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

支援の内容	(1) 使用期間 原則3か月以内 ※あくまでも一時的な避難による無償提供。 (2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除（光熱水費、共益費は自己負担）
対象者	須賀川市在住の方で、災害により、床上浸水で大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方。 （暴力団員でないこと）
担当	建築住宅課 市営住宅係
実績	8件

42 市が分譲する住宅地の特別割引制度

支援の内容	市が分譲する住宅地（ガーデンタウン虹の台、ながぬまニュータウン）を半額で販売。
対象者	自ら居住する住宅を建築するために、宅地を必要とする個人及び社員住宅を建築するために宅地を必要とする法人等で、次の要件を満たす方。 ・居住する住宅が「半壊」以上の証明を受けた方 ・市税等を滞納していない方
担当	企画政策課
実績	2件

(7) 農業・商工業

43 農業被害証明書交付

支援の内容	<p>農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受け、農家経営安定資金等の融資を申し込むに当たり「被害証明書」が必要となる農業者に対し、証明書を交付。</p> <p>[資金の詳細]</p> <p>○農家経営安定資金（小災害資金） 福島県独自の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途 農業施設等の復旧、営農のための運転資金 ・ 償還期限 10年以内（うち据置3年以内） ・ 貸付限度額 500万円 ・ 貸付利率 0.06%以内（農協取扱いは無利子） ・ 申込期限 令和2年3月13日（金）まで <p>○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途 災害等に対し農業経営を維持・安定するための資金 ・ 償還期限 10年以内（うち据置3年以内） ・ 貸付限度額 1,200万円 ・ 貸付利率 0.06%（貸付当初5年間実無利子） ・ 申込期限 令和2年3月31日（火）まで
対象者	農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受けた農業者
担当	農政課
実績	37件

44 農業等災害対策の相談

支援の内容	<p>農業施設や農業機械等の修繕更新など、営農を再開する農業者への相談受付。</p> <p>（補助申込の受付は、令和元年12月3日（火）から市内JA各支店で行う。）</p>
対象者	農業施設・機械等に被害を受けた農業者
担当	農政課
実績	1,766件

45 農地等災害対策の相談

支援の内容	農地・農業用施設復旧に対して支援。 申請受付は、令和元年11月21日から令和2年12月25日まで。
対象者	被害を受けた農地・農業用施設の所有者または耕作者
担当	農政課
実績	1,157件 306,558,000円

46 事業用資産り災証明書交付

支援の内容	災害で被害を受けた事業用資産の被害状況に対して、り災証明書を交付。
対象者	市内で事業を営む方 ・市内の物件、設備が対象。 ・市内事業者でも市外の物件については対象外。
担当	商工課
実績	295件

47 災害救援物資の提供

支援の内容	全国から寄せられた災害救援物資を、災害で被害を受けた方に提供。
対象者	災害で被害を受けた方
担当	商工課、観光交流課
実績	436世帯 10,565個

48 豪雨対策特別資金融資制度

<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金用途 運転資金、設備資金（併用可） ・ 融資限度額 1事業者 3,000万円以内 ・ 返済期間 10年以内（据置期間2年以内） ・ 利率 固定1.5%以内 ・ 取扱期間 令和元年11月11日から令和9月30日まで ・ 申込先 市融資制度取扱金融機関 <ul style="list-style-type: none"> 【須賀川信用金庫市内 5店舗、 東邦銀行市内 3店舗、 福島銀行須賀川支店、 大東銀行須賀川支店、 常陽銀行須賀川支店、 県商工信用組合須賀川支店】 ・ 優遇措置 <ul style="list-style-type: none"> ア 信用保証料補助 35万円まで イ 利子補給 約定利子 最大5年間全額申請
<p>対象者</p>	<p>次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市内に事業所を有する者 イ 市長が発行する豪雨災害によるり災証明書を受けた者 ウ 市税を完納している者 エ 借入計画が適当であると認められる者 オ 直近1か月の売上高が前年同月と比べて20%以上減少している者
<p>担当</p>	<p>商工課</p>
<p>実績</p>	<p>55件 878,290,000円</p>

(8) 衛生・健康・災害ごみ

49 保健師等による健康相談

支援の内容	保健師及び管理栄養士が、避難者の健康状態確認のため避難所を巡回。 また、通常業務に加え、被災世帯への保健師等による自宅訪問や電話による体調確認・保健指導を実施している。
対象者	全員
担当	健康づくり課
実績	自宅訪問数 945件 避難所面会人数 317件

50 家屋床下の消毒・消毒液の無料配布

支援の内容	被害を受けた家屋を対象に、床下の消毒を行う。 消毒実施時に床上・床下用薬剤も一緒に配布。 消毒用薬剤：10%塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん液）を50～200倍に希釈したものを使用。
対象者	被災した家屋
担当	健康づくり課
実績	床下消毒 867件

51 消毒液の無料配布（事業所）

支援の内容	被災を受けた事業所を対象に、消毒液の無料配布を行う。
対象者	被災した事業所
担当	商工課
実績	150本

52 災害ごみの収集（戸別収集）

支援の内容	環境課への電話申込みにより、申込者宅へ収集車を配車して回収。
対象者	水害により浸水被害を受けた方
担当	環境課
実績	-

(9) その他

53 個人番号カード再交付手数料の免除

支援の内容	災害で紛失、損傷した個人番号カードの再交付にかかる手数料を免除。
対象者	須賀川市が発行する「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員
担当	市民課
実績	通知カード 95件 マイナンバーカード 6件

54 福島県パスポート発給手数料の一部免除について

支援の内容	災害により有効なパスポートを紛失、損傷された方の旅券手数料の一部を免除。 免除される金額（福島県分） 2,000円 ※国に納める手数料は免除されない。 ※申請は1回限りの適用。
対象者	1 災害によって有効な一般旅券を紛失又は損傷したとき、その旅券の有効期間満了日までに、福島県内で、紛失による新規申請又は損傷による切替申請をする方 2 住宅等が災害により「全壊、大規模半壊、半壊」の「り災証明書」を受けた方
担当	市民課
実績	2件 1,200円

～参考資料～

台風 19 号被害に伴う申請・相談窓口案内図

※必要な窓口の番号札（A～F）をお取りください。

- A：り災証明書再発行
- B：り災証明再調査受付
- C：被災証明書（・災害ごみ）
- D：個人市県民税の減免
固定資産税・都市計画税の減免
国民健康保険税の減免
介護保険料の減免
- E：住宅の応急修理
- F：民間賃貸住宅の借り上げ

【相談窓口】

みんなのスクエア

【3番窓口】

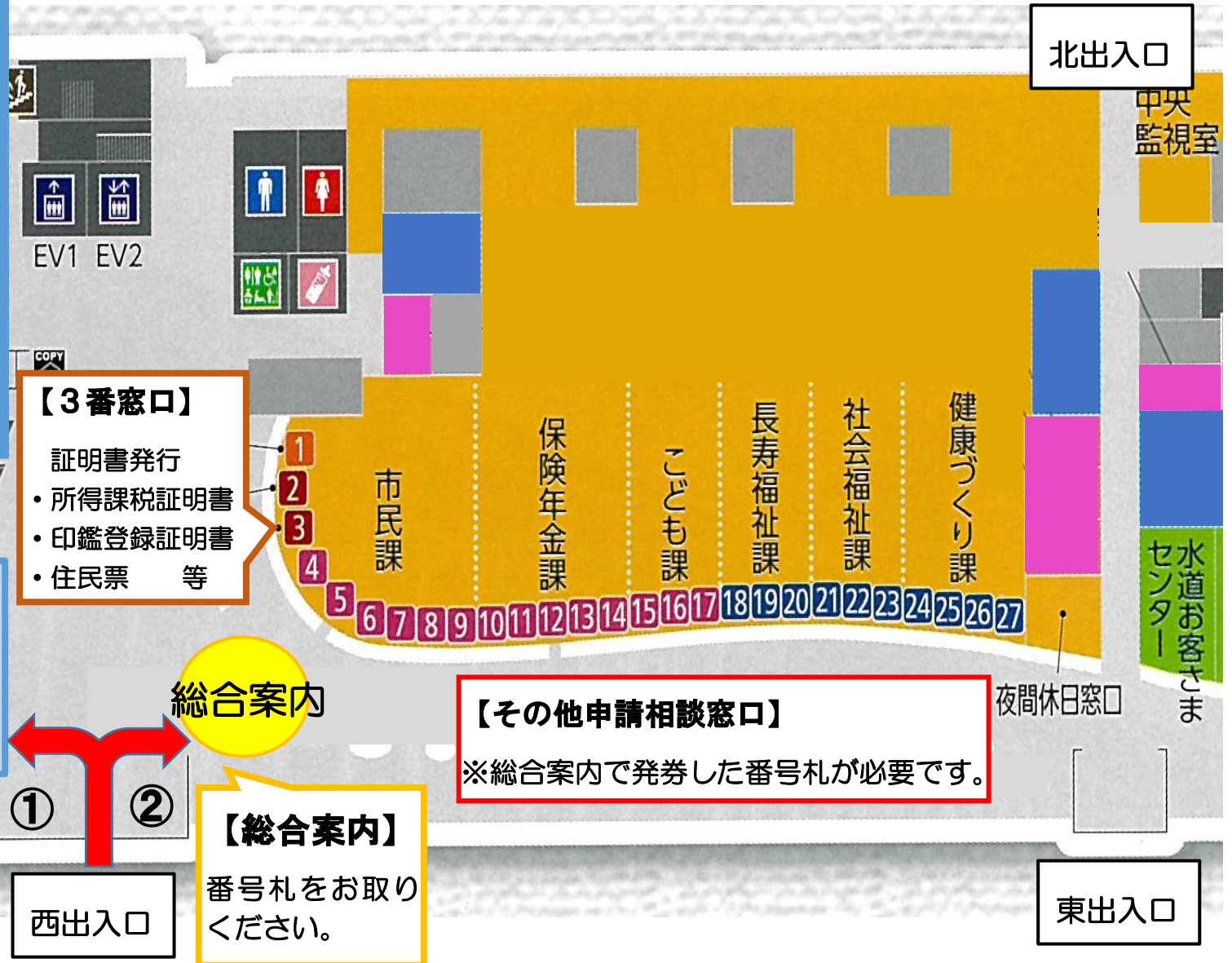
- 証明書発行
- ・所得課税証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票 等

【その他申請相談窓口】

※総合案内で発券した番号札が必要です。

【総合案内】

番号札をお取りください。



令和元年台風第19号の暴風雨による 各種支援制度のご案内

このたびの水害に被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、皆さまの生活再建のために、市の支援制度等をまとめたもの
ですので、ご活用ください。

掲示板

● 被災証明書

市が実施した住家の被害認定調査に基づき、対象者には発送済みです。

※再交付や再調査などを希望される方は、お問い合わせください。(P1～P2 参照)

● コールセンター 電話 0248 (75) 1111

各種災害相談は、担当課へ取次ぎしています。

※対応できる時間は、平日午前8時30分から午後5時15分となります。

● 各種申請・相談は担当課へ

担当課へお問い合わせください。

※P46「各種支援等相談／申請窓口」を参照ください。

● 第5版からの変更・追加について

主な変更・追加の箇所は、各支援制度項目の波線部分です。

※ ウルトラFMでも災害情報を随時放送中です。【周波数 86.8MHz】

※ 最新の情報は、市ホームページからご覧いただけます。(下のQRコードへ↓)

須賀川市



市災害情報
ホームページ

※現時点の制度です。

申請時には、最新の情報をご確認ください。

目 次

分 野	No.	支 援 制 度 名	頁
り災証明書等	1	り災証明書申請	1
	2	り災証明書交付（自己判定方式）	1
	3	建物の被害認定再調査	2
	4	り災証明書再交付	2
	5	被災証明書交付	3
	6	証明書交付手数料の免除 ※	4
見舞金 貸付金 給付金	7	災害見舞金	5
	8	災害援護資金貸付金 ※	5
	9	災害弔慰金	7
	10	災害障害見舞金	8
	11	被災者生活再建支援制度	9
	12	災害義援金（県・市第一次配分）	10
	13	被災者特別支援金	11
税等 （減免・延長）	14	個人市県民税の減免 ※	12
	15	固定資産税・都市計画税の減免	14
	16	国民健康保険税の減免	16
	17	国民年金第1号被保険者の国民年金保険料の免除	17
	18	後期高齢者医療保険料の減免	18
	19	介護保険料の減免	19
	20	市税等納期限の延長 ※	20
	21	後期高齢者医療保険料の納期限延長 ※	20
医療・介護	22	国民健康保険一部負担金の免除	21
	23	後期高齢者医療保険料一部負担金の免除	22
	24	介護保険サービス利用料の免除	23
	25	障がい福祉サービス・補装具及び地域生活支援事業の 利用料の免除 ※	24
	子育て・教育	26	保育所・こども園保育料の減免 ※
27		児童クラブ保育料の減免 ※	26
28		こどもセンター預かりルーム使用料の減免 ※	26
29		被災した児童・生徒への教科書・文房具支給 ※	27
30		被災児童生徒に対する就学援助制度 ※	28
31		被災児童生徒に対する入学準備金の入学前支給 ※	29
上下水道 住宅	32	上下水道料金の減免 ※	30
	33	上下水道料金の減免（追加減免） ※	31
	34	水道の加入金及び手数料の減免	31

分野	No.	支援制度名	頁
上下水道 住宅	35	下水道受益者負担金等の納期限延長 ※	32
	36	住宅の応急修理制度	33
	37	民間賃貸住宅の借上げ制度	34
	38	建築確認申請等の手数料免除	35
	39	被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）	36
	40	一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）※	37
	41	一時的な県営住宅の無償提供（一時避難受入れ）※	37
	42	一時的な災害公営住宅の無償提供（一時避難受入れ）※	38
	43	市が分譲する住宅地の特別割引制度	38
農業・商工業	44	農業被害証明書交付 ※	39
	45	農業等災害対策の相談 ※	40
	46	農地等災害対策の相談	40
	47	事業用資産り災証明書交付	41
	48	災害救援物資の提供 ※	41
	49	豪雨対策特別資金融資制度	42
衛生・健康 災害ごみ	50	保健師等による健康相談 ※	43
	51	家屋床下の消毒・消毒液の無料配布	43
	52	消毒液の無料配布（事業所）	43
	53	災害ごみの収集（戸別収集）※	44
その他	54	<u>個人番号カード再交付手数料の免除</u>	44
	55	福島県パスポート発給手数料の一部免除について	45
		各種支援等相談／申請窓口	46

（※の支援制度は、受付等が終了しているものです。）

No.1

【り災証明書等】

り災証明書申請

1 支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「り災証明書」により、各種支援制度が利用できます。
2 活用できる方	住家の被害を受けた市内居住者で、居住地に住民票がないため、「り災証明書」が届いていない方。
3 必要書類等	○身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）と、次のいずれかを持参してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票がある市町村から発行される届出避難場所証明書 ・アパート等の家賃明細（請求書又は領収書） ・光熱水費等の公共料金請求書 ・区長、民生委員からの居住証明書（様式は任意）
4 手続き	り災証明書（再交付）交付申請書を提出してください。
5 提出先	税務課 固定資産税係
6 受付日・時間	令和元年 11 月 12 日（火）から受付開始 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

No.2

【り災証明書等】

り災証明書交付（自己判定方式）

1 支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「り災証明書」により、各種支援制度が利用できます。
2 活用できる方	住家の被害を受けた市内居住者で、被害状況が「一部損壊（準半壊）」に至らないとなる見込みであるため、自己判定方式による「り災証明書」に合意できる方。
3 必要書類等	○身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）と、次のいずれかを持参してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況が分かる写真 ・修繕見積書
4 手続き	り災証明書交付申請書（自己判定方式）を提出してください。
5 提出先	税務課 固定資産税係
6 受付日・時間	令和元年 11 月 12 日（火）から受付開始 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

No.3

【り災証明書等】

建物の被害認定再調査

1 支援の内容	市が実施した被害認定調査の判定結果に納得できない場合は、再調査を申請することができます。
2 活用できる方	り災証明書を交付された方
3 必要書類等	り災証明書 本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
4 手続き	建物の被害認定再調査申請書を提出してください。
5 提出先	税務課 固定資産税係
6 受付日・時間	令和元年 11 月 12 日（火）から受付開始 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

No.4

【り災証明書等】

り災証明書再交付

1 支援の内容	市が実施する住家の被害調査結果に基づく「り災証明書」により、各種支援制度が利用できます。
2 活用できる方	住家の被害を受けた市内居住者で、「り災証明書」が交付された方。
3 必要書類等	本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
4 手続き	り災証明書（再交付）交付申請書を提出してください。
5 提出先	税務課 固定資産税係
6 受付日・時間	令和元年 11 月 12 日（火）から受付開始 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

被災証明書交付

1 支援の内容	家屋及び家屋以外の工作物（物置、カーポート等）や自動車などの動産の被災について、市に届け出たという行為を証明するものです。 なお、この証明書は、「被災の程度」を証明するものではありません。
2 活用できる方	被災した方
3 必要書類等	被災状況が分かる写真、修繕見積書等
4 手続き	被災証明書交付申請書を提出してください。
5 提出先	税務課 固定資産税係 仁井田・小塩江・大東各市民サービスセンター
6 受付日・時間	令和元年 11 月 11 日（月）から受付開始 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125

証明書交付手数料の免除

1 支援の内容	<p>復興手続や各種支援制度等の申請に添付する証明書の交付手数料を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 種類 印鑑登録証明書、住民票の写し 所得及び課税証明書、納税証明書、資産証明書 <p>※ コンビニ交付は、対象外となります。 ※ 既に納入された手数料の還付はありません。</p>
2 活用できる方	須賀川市が発行する「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書または被災証明書 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、保険証等） 委任状（代理人が来时） 印鑑登録証（印鑑登録証明書を請求するとき） <p>※ご不明な点はお問い合わせください。</p>
4 手続き	<p>窓口備え付けの申請書に、り災証明書または被災証明書を添付して提出</p> <p>【交付期限：令和2年3月31日まで】</p>
5 提出先	市民課及び各市民サービスセンター 税務課
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	<p>市民課 電話 0248-88-9134</p> <p>各市民サービスセンター 税務課 税制係 電話 0248-88-9123</p>

No.7

【見舞金・貸付金・給付金】

災害見舞金

1 支援の内容	災害により住居に被害のあった世帯に対し、災害見舞金を給付します。 全壊 10万円 半壊（大規模半壊含む） 5万円
2 活用できる方	現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」を受けた世帯 ※ 建物の所有者であっても、居住されていなかった場合については対象となりません。 ※ 倉庫、店舗等については対象となりません。
3 必要書類等	被災届、預金通帳の写し
4 手続き	「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の「り災証明書」が交付された世帯に被災届を送付します。必要事項を記入し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

No.8 終了しました

【見舞金・貸付金・給付金】

災害援護資金貸付金

1 支援の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は、次ページのとおりです。
2 活用できる方	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊 ※ 貸付を受けるには連帯保証人をつけることが必要です。 ※ 所得制限があり、所得制限は次ページのとおりです。
3 必要書類等	申込みに必要な書類は、次ページのとおりです。
4 手続き	必要書類を取り揃え、社会福祉課 福祉総務係で申請してください。
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

貸付限度額等

貸付限度額 [万円]	1 世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150
	イ 家財の 3 分の 1 以上の損害	250
	ウ 住居の半壊	270
	※住居を建て直す場合	350
	エ 住宅の全壊	350
	2 世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の 3 分の 1 以上の損害	150
	イ 住居の半壊	170
	※住居を建て直す場合	250
	ウ 住居の全壊	250
※住居を建て直す場合	350	
貸付利率	年 1.5% (据置期間中は無利子)	
据置期間	3 年	
償還期間	10 年 (据置期間を含む。)	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込期限	令和 2 年 1 月 31 日	

所得制限

世帯人員	市町村民税における平成 30 年中の総所得金額
1 人	220 万円以下
2 人	430 万円以下
3 人	620 万円以下
4 人	730 万円以下
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額

申込みに必要な書類

申込みに必要な書類	申込人			連帯保証人
	全半壊	家財 1/3	負傷のみ	
(1) 災害援護資金借入申込書 (所定のもの)	○	○	○	
(2) 住民票 ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○
(3) 所得証明書 (平成 30 年分) ※世帯全員のもの(連帯保証人は本人のもの)	○	○	○	○
(4) 医師の診断書	△	△	○	
(5) 罹災証明書の写し	○	○	○	
(6) 家財の損害状況調書(所定のもの)		○		
(7) 解体証明書 ※住居を建て直す場合に必要	△			
(8) 契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○		

○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類

貸付けの段階で必要な書類

- ・ 印鑑証明書 (借受人、連帯保証人)

災害弔慰金

1 支援の内容	<p>災害により死亡された市民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。</p> <p>災害弔慰金の支給額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が死亡した場合 500 万円 ・その他の者が死亡した場合 250 万円
2 活用できる方	<p>災害により死亡した方（須賀川市に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。</p> <p>支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母です。</p> <p>※①から⑤の遺族がいずれもない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）</p>
3 必要書類等	下記にお問い合わせください。
4 手続き	下記にお問い合わせください。
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係
6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

災害障害見舞金

1 支援の内容	<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>災害障害見舞金の支給額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活維持者が重度の障害を受けた場合 250 万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125 万円
2 活用できる方	<p>災害により以下のような重い障害を受けた方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①両眼が失明した方 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した方 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤両上肢を肘関節以上で失った方 ⑥両上肢の用を全廃した方 ⑦両下肢を膝関節以上で失った方 ⑧両下肢の用を全廃した方 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
3 必要書類等	下記にお問い合わせください。
4 手続き	下記にお問い合わせください。
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係
6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

被災者生活再建支援制度

1 支援の内容	<p>居住する住宅が災害により全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に生活再建を支援するため、支援金を給付する制度です。</p> <p>基礎支援金は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊世帯 100万円（単身世帯 75万円） ・大規模半壊世帯 50万円（単身世帯 37万5千円） <p>加算支援金は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅を建設・購入する場合 200万円（単身世帯 150万円） ・補修する場合 100万円（単身世帯 75万円） ・賃借する場合（公営住宅を除く） 50万円（37万5千円）
2 活用できる方	居住する住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯
3 必要書類等	<p>【基礎支援金】 預金通帳の写し</p> <p>【加算支援金】 預金通帳の写し、契約書の写し</p>
4 手続き	<p>次のいずれかの方法によりお手続きください。</p> <p>① 被災者生活再建支援金支給申請書、預金通帳の写しを取り揃え、社会福祉課で申請してください。</p> <p>② 「全壊」、「大規模半壊」の「り災証明書」が交付された世帯に対し申請書を送付します。必要事項を記入し、預金通帳の写しを同封のうえ返送してください。</p> <p>※加算支援金も申請される方は、契約書の写しも必要です。</p> <p>※一定の要件を満たして半壊（大規模半壊を含む。）の住宅を解体した際、基礎支援金の差額が支給される場合があります。この場合は、「住家解体証明書」や「滅失登記簿謄本」などが必要となります。</p>
5 提出先	社会福祉課 福祉総務係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

災害義援金（県・市第一次配分）

◆第4版～

1 支援の内容	<p>住家が全壊、半壊（大規模半壊を含む）、一部損壊（準半壊）、一部損壊（10%未満）の被害を受けた世帯へ、県・市義援金を第一次配分します。</p> <table border="1" data-bbox="464 409 1412 584"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>県</th> <th>市</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>1世帯当たり</td> <td>100,000円</td> <td>20,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊（大規模半壊含む）</td> <td>1世帯当たり</td> <td>50,000円</td> <td>10,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（準半壊）</td> <td>1世帯当たり</td> <td>25,000円</td> <td>5,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（10%未満）</td> <td>1世帯当たり</td> <td>12,500円</td> <td>2,500円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>			県	市	合計	全壊	1世帯当たり	100,000円	20,000円	120,000円	半壊（大規模半壊含む）	1世帯当たり	50,000円	10,000円	60,000円	一部損壊（準半壊）	1世帯当たり	25,000円	5,000円	30,000円	一部損壊（10%未満）	1世帯当たり	12,500円	2,500円	15,000円
		県	市	合計																						
全壊	1世帯当たり	100,000円	20,000円	120,000円																						
半壊（大規模半壊含む）	1世帯当たり	50,000円	10,000円	60,000円																						
一部損壊（準半壊）	1世帯当たり	25,000円	5,000円	30,000円																						
一部損壊（10%未満）	1世帯当たり	12,500円	2,500円	15,000円																						
2 活用できる方	住家が全壊、半壊（大規模半壊を含む）、一部損壊（準半壊）、一部損壊（10%未満）した世帯																									
3 手続き・必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊・半壊世帯（大規模半壊を含む） 市見舞金を受給するために被災届（黄色）を提出された世帯主は、申請は不要です。市見舞金で登録した口座に、直接振り込みます。 ・一部損壊（準半壊・10%未満） 対象となる世帯の世帯主に、被災届兼義援金配分申請書を郵送します。 郵送された被災届兼義援金配分申請書に、預金通帳のコピー（名前（カタカナ）、口座番号、銀行名・支店名が記載された面、表紙から2～3ページ目）を添付し、同封された返信用封筒に入れ申請してください。 																									
4 提出先	社会福祉課 福祉総務係																									
5 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分																									
6 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111																									

被災者特別支援金

◆第4版～

1 支援の内容	<p>住家に被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊の世帯に対し、特別支援金を支給します。</p> <p>支給額は、次のとおりです。</p> <p>県負担分：1 世帯当たり 10 万円 <u>市負担分：1 世帯当たり 5 万円</u> 合 計：1 世帯当たり 15 万円</p>
2 活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・住家に半壊の被害を受けた世帯です。 ・半壊世帯のうち、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（No.11）が支給される世帯は、特別支援金の支給対象外となります。 <p>※特別支援金を受給した後、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は、特別支援金を返還していただくこととなります。</p>
3 手続き・必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる世帯の世帯主に、申請書を郵送します。 <p>郵送された申請書に、預金通帳のコピー（名前（カタカナ）、口座番号、銀行名・支店名が記載された面、表紙から2～3ページ目）を添付し、同封された返信用封筒に入れ申請してください。</p>
4 提出先	社会福祉課 福祉総務係
5 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
6 お問い合わせ	社会福祉課 福祉総務係 電話 0248-88-8111

個人市県民税の減免

1 支援の内容

平成31年度個人市県民税の災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減免します。

- ・普通徴収 : 第3期分以降
- ・給与特別徴収 : 10月徴収分以降
- ・年金特別徴収 : 10月徴収分以降

●減免を受けることができる要件及び減免の割合等

(1) 個人市県民税の減免割合等

納税義務者（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有に係る住宅又は家財が災害により受けた損害の程度及び平成30年中の合計所得金額に応じた減免の割合。

ただし、平成30年中の合計所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき
500万円以下	1/2	全部
750万円以下	1/4	1/2
750万円超	1/8	1/4

(2) 災害により農作物に被害を受けた場合

農作物の減収による損失額（※1）が、平年（※2）における農作物の合計収入金額の3/10以上となる方に対し、農業所得に係る市県民税の所得割の額について、平成30年中の合計所得金額に応じた割合により減免します。

ただし、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円以下の方に限ります。

（※1）農業共済金等により補てんされる金額を除く。

（※2）平年とは過去3年間の平均をいう。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全部
400万円以下	8/10
550万円以下	6/10
750万円以下	4/10
750万円超	2/10

※減免決定までの間は、通常どおり納付願います。

後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整（還付等）します。

2 活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> • 現に所有し、かつ、居住していた住宅が半壊以上の被害の認定を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> ※倉庫、店舗等の非住宅や居住していない住宅は、対象になりません。 • 自己（控除対象配偶者、扶養親族含む。）の所有する家財の損害の程度が2/10以上の方 • 農作物の減収による損失額が、平年における農作物の合計収入金額の3/10以上の方
3 必要書類等	減免申請書、り災証明書
4 手続き	減免申請書に必要事項を記載して、令和元年12月5日（木）までに提出してください。
5 提出先	税務課 市民税係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	税務課 市民税係 電話 0248-88-9124

固定資産税・都市計画税の減免

延長

災害発生後に納期限が到来する税額について、被害の状況により減額します。

- 対象納期限 : 平成31年度 第3期以降
令和2年度 全期

- (1) 土地が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免します。

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

- (2) 家屋が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免します。

1 支援の内容

損害の程度	減免の割合
全焼、全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき	全 部
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

	<p>(3) 償却資産が災害により損害を受けた場合、固定資産税の納税義務者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる割合により減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、都市計画税の減免については、固定資産税の減免と同様に取り扱います。</p> <p>※減免決定までの間は、通常どおり納付願います。 後日、減免決定がなされた際は、納付額との差額を調整（還付等）します。</p>	損害の程度	減免の割合	全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6	損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
損害の程度	減免の割合										
全壊、流失、埋没等により原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全 部										
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8										
損傷により使用目的を著しく損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6										
損傷により使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4										
2 活用できる方	納税義務者										
3 必要書類等	減免申請書										
4 <u>手続き</u>	<p>平成31年度分として減免申請書を提出している場合は、あらたに減免申請書を提出する必要はありません。</p> <p>また、令和元年中に所有者が変更になった場合は、減免申請書を提出してください。</p>										
5 提出先	税務課 固定資産税係										
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分										
7 お問い合わせ	税務課 固定資産税係 電話 0248-88-9125										

国民健康保険税の減免

延長

1 支援の内容	○住宅への被害 主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊・半壊</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	損害程度	減免の割合	全壊	全部	大規模半壊・半壊	1/2					
	損害程度	減免の割合										
	全壊	全部										
	大規模半壊・半壊	1/2										
	○収入の減少 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の1から3のすべての要件に該当する世帯											
	1 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額）が前年の事業収入等の額の3/10以上											
	2 前年の合計所得が1,000万円以下											
	3 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下											
	【表1】											
<table border="1"> <tr> <td>対象保険税額=A×B/C</td> </tr> <tr> <td>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額</td> </tr> <tr> <td>B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額</td> </tr> <tr> <td>C：当該世帯の前年の合計所得金額</td> </tr> </table>	対象保険税額=A×B/C	A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額	B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額	C：当該世帯の前年の合計所得金額								
対象保険税額=A×B/C												
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額												
B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額												
C：当該世帯の前年の合計所得金額												
【表2】												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下であるとき</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table>	主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下であるとき	全部	400万円以下であるとき	8/10	550万円以下であるとき	6/10	750万円以下であるとき	4/10	1000万円以下であるとき	2/10
主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合											
300万円以下であるとき	全部											
400万円以下であるとき	8/10											
550万円以下であるとき	6/10											
750万円以下であるとき	4/10											
1000万円以下であるとき	2/10											
【表1】×【表2】により算定 事業等の廃止や失業の場合は、対象保険税額の全部を免除、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用												
○人的被害 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯及び行方不明となった世帯 全部免除												
減免対象期間 令和元年度 普通徴収4、5、6、7、8期分 特別徴収10、12、2月徴収分 令和2年度 減免基準によって算定した4月から9月分に相当する分												
2 活用できる方	国民健康保険税の納税義務者で要件に該当する方											
3 必要書類等	減免申請書、り災証明書 収入の減少による減免等を受ける場合は、減少見込額が推察できる書類											
4 手続き	保険年金課に持参するか、郵送による 令和2年度国保税の減免については、令和元年度において既に減免を受けている方は、新たに申請する必要はありません。（令和2年度課税通知は7月にお送りしますが、減免決定通知は8月以降にお送りいたします。） 国保加入等により令和2年度に新たに減免を受けようとする方は、申請が必要です。											
5 提出先	保険年金課 国保税係											
6 申請期限	国保の資格を取得した等で新たに減免を受ける方は、加入後最初の納期限の7日前までに申請してください。 ※期間内に手続きできない方は、ご相談ください。											
7 お問い合わせ	保険年金課 国保税係 電話 0248-88-9136											

国民年金第 1 号被保険者の国民年金保険料の免除

延長

1 支援の内容	<p>国民年金保険料全額免除</p> <p>令和元年度 月額 16,410円</p> <p>令和2年度 月額 16,540円</p> <p>(注) ただし、年金額を計算する時、全額免除期間は納付した場合と比べ 1/2 として計算されます。</p> <p>免除期間 令和元年9月分から令和3年6月分 (令和2年7月分以降については改めて申請が必要)</p>
2 活用できる方	国民年金第1号被保険者の方で、被害が最も大きい財産に係る損害が2分の1以上であること
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（保険年金課窓口に備え付けてあります。） ・り災証明書の写し（半壊以上） ・被災状況届（保険年金課窓口に備え付けてあります。） ・印章
4 手続き	<p>保険年金課・年金窓口で申請してください。</p> <p>代理の方が申請する場合は、印章をお持ちください。</p>
5 提出先	保険年金課 年金高齢者医療係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137

後期高齢者医療保険料の減免

延長

1 支援の内容	<p>対象保険料</p> <p>①令和元（平成31）年度の保険料 災害発生日（令和元年10月12日）から令和2年3月31日までの普通徴収の納期限が到来する額</p> <p>②令和2年度の保険料 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに納期の到来するもののうち、令和2年4月から9月までに相当する月額算定額</p> <p>※既に納付されている場合は還付扱い</p>						
2 活用できる方	<p>① 居住する住宅に損害を受けた方</p> <table border="0" data-bbox="598 694 957 828"> <tr> <td>被害状況</td> <td>減免の割合</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>半額</td> </tr> </table> <p>床上浸水 2分の1を超えない範囲で広域連合が決定</p> <p>② 事業収入等の減少が見込まれる場合 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の10分の3以上</p> <p>※保険金、損害賠償等により補填される額を除く ※前年の所得が1,000万円以下</p>	被害状況	減免の割合	全壊	全額	半壊	半額
被害状況	減免の割合						
全壊	全額						
半壊	半額						
3 必要書類等	<p>① 居住する住宅に損害を受けた方 ※自動的に減免となりますので、減免申請は不要です。 還付口座の登録がない方は還付口座申請が必要になります。<u>対象の方には、還付口座振込依頼書を通知します。</u></p> <p>② 事業収入等の減少が見込まれる場合 保険年金課後期高齢担当へご確認ください。</p>						
4 手続き	<p>保険年金課・後期高齢窓口で申請してください。 代理の方が申請する場合は、印章をお持ちください。</p>						
5 提出先	<p>保険年金課 年金高齢者医療係</p>						
6 受付日・時間	<p>平日 午前8時30分～午後5時15分</p>						
7 お問い合わせ	<p>保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137</p>						

介護保険料の減免

延長

1 支援の内容	<p>第1号被保険者の介護保険料について、被害の状況により減免します。</p> <p>減免対象期間 令和2年9月30日納期限分まで 特別徴収は8月の年金差し引き分まで</p> <p>○居住する住宅の損害（損害金額及び所得要件なし）</p> <table border="1" data-bbox="571 461 1347 611"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主たる生計維持者の人的被害</p> <table border="1" data-bbox="571 663 1347 813"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡又は行方不明</td> <td rowspan="3">全部</td> </tr> <tr> <td>障害者となった場合</td> </tr> <tr> <td>重篤な傷病を負った場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業収入等の減少が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損失額が対象賦課年度の前年の額の10分の3以上 ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が対象 <p>※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なります。</p>	損害程度	減免割合	全壊	全部	半壊・大規模半壊	2分の1	床上浸水	2分の1	事由	減免割合	死亡又は行方不明	全部	障害者となった場合	重篤な傷病を負った場合
損害程度	減免割合														
全壊	全部														
半壊・大規模半壊	2分の1														
床上浸水	2分の1														
事由	減免割合														
死亡又は行方不明	全部														
障害者となった場合															
重篤な傷病を負った場合															
2 活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・現に居住していた住宅が床上浸水以上の被害を受けた世帯 ・災害により被害を受け、介護保険料負担能力を喪失したと認められる者 														
3 必要書類等	減免申請書、り災証明書等														
4 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度（令和元年度）分の保険料が減免されている方は、手続き不要です。 ・令和2年度に新たに65歳になった方や転入された方などで、要件に該当する方は申請が必要です。7月中旬に納付通知書を郵送しますので、納期限の7日前までに申請してください。 														
5 提出先	<p>長寿福祉課 介護保険係</p> <p>◆郵送による申請の場合</p> <p>〒962-8601 須賀川市八幡町135番地</p> <p>長寿福祉課 介護保険係 宛て</p>														
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分														
7 お問い合わせ	<p>減免内容：長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117</p> <p>口座振替：収納課 電話 0248-88-9126</p>														

市税等納期限の延長

1 支援の内容	市税の減免手続きのために、令和元年 10 月 13 日から令和元年 12 月 11 日までの間に納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）の納期限を令和元年 12 月 12 日（木）まで延長します。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替となります。
2 活用できる方	令和元年 10 月 13 日から令和元年 12 月 11 日までの間に、納期限が到来する市税（個人市県民税、国民健康保険税など）について課税がある方
3 必要書類等	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に必要な書類はありません。
4 手続き	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出する書類はありません。
5 提出先	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出するものではありません。
6 受付日・時間	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※受付日・時間の指定はありません。
7 お問い合わせ	個人市県民税 : 税務課 電話 0248-88-9123 0248-88-9124 国民健康保険税 : 保険年金課 電話 0248-88-9136 口座振替 : 収納課 電話 0248-88-9126

後期高齢者医療保険料の納期限延長

1 支援の内容	普通徴収分 3 期 令和元年 10 月 31 日納期 4 期 // 12 月 2 日納期 令和元年 12 月 12 日（木）まで延長します。 ※口座振替登録がある方については、延長前の納期限日に口座振替となります。
2 活用できる方	後期高齢者医療保険料普通徴収の方
3 必要書類等	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に必要な書類はありません。
4 手続き	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出する書類はありません。
5 提出先	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※特に提出するものではありません。
6 受付日・時間	納期限延長の手続きは、市が行います。 ※受付日・時間の指定はありません。
7 お問い合わせ	保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137 ※口座振替 : 収納課 電話 0248-88-9126

国民健康保険一部負担金の免除

延長

1 支援の内容	<p>住家の全半壊、全半焼、床上浸水の被災をしている場合等は、医療機関等の窓口で<u>保険証と一部負担金免除証明書</u>を提示すると、一部負担金の支払いが不要となります。</p> <p>【免除対象期間】 令和元年10月13日～令和2年9月末までの診療、調剤及び訪問看護分</p> <p>※入院時食事療養費は、お支払いいただく必要があります。</p>
2 活用できる方	<p>国民健康保険の被保険者であり、以下のいずれかに該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ・ // の行方が不明である方 ・ // が業務を廃止し、又は休止された方 ・ // が失職し、現在収入がない方
3 手続き	<p>(1) 医療機関等窓口での手続き 令和2年4月以降は、一部負担金免除証明書の提示が必要となっています。</p> <p>※免除対象者の皆さまには、令和2年3月に一部負担金免除証明書をお送りしていますが、届いていない場合は、市役所保険年金課の窓口で申請してください。</p> <p>(2) 一部負担金の払い戻し・還付手続き すでに支払った医療費がある場合は、領収書を医療機関等に持参し、お早めに払い戻しを受けてください。なお、医療機関で返金できない場合は、必要書類等を持参し、市役所保険年金課の窓口で申請してください。</p>
4 必要書類等	<p>医療機関等で返金できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険一部負担金還付申請書（窓口にて備え付けてあります。） ・国民健康保険被保険者証 ・窓口に来る方の本人確認ができる書類（運転免許証など） ・領収書 ・印章 ・振込先口座情報が確認できる受診者等名義の通帳 ・国民健康保険一部負担金免除証明書、り災証明書等の被災確認書類
5 提出先	保険年金課 国保給付係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	保険年金課 国保給付係 電話 0248-88-9135

後期高齢者医療保険料一部負担金の免除

延長

1 支援の内容	<p>住家の全半壊、床上浸水の被災をしている場合は、令和2年4月1日より医療機関等で受診される際に、被保険者証と一部負担金免除証明書を提示することにより、窓口での自己負担金が無料になります。</p> <p>【令和2年9月診療分まで】</p> <p>※なお、入院時食事療養費は、お支払いいただく必要があります。</p>
2 活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災者 ・主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った者 ・ // 行方不明である者 ・ // 業務を廃止し、または休止した者 ・ // 失職し、現在収入がない者
3 手続き	<p>既に支払った医療費は、領収書を医療機関等に持参し、お早めに払い戻しを受けてください。</p> <p>医療機関で返金できない場合は、市役所保険年金課・後期高齢窓口で申請してください。</p>
4 必要書類等	<p>医療機関で返金できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療一部負担金還付申請書（後期高齢窓口に備え付けてあります） ・り災証明書 ・領収書 ・印章 ・通帳
5 提出先	保険年金課 年金高齢者医療係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	保険年金課 年金高齢者医療係 電話 0248-88-9137

介護保険サービス利用料の免除

延長

1 支援の内容	<p>被災された要介護認定者等が介護サービスを利用した際、その利用料が免除になります。ただし、施設に入所されている方の食費・居住費は、お支払いいただく必要があります。</p> <p>【免除期間】 令和元年10月1日～令和2年9月末までのサービス利用分</p>
2 活用できる方	<p>■以下のいずれかに該当する方</p> <p>①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方</p> <p>②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方</p> <p>③主たる生計維持者の行方が不明である方</p> <p>④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>■令和元年10月1日～令和2年3月末までのサービス利用分につきましては、上記に該当する方からの口頭申告で免除を受けられましたが、4月1日以降免除を受けるためには、介護サービスを利用の際に、介護サービス事業所に介護保険等利用料免除証明書（以下、「証明書」）を提示する必要があります。</p> <p>■証明書の発行を希望される方は、手続きが必要になります。 ※既に免除を受けている方に対しましては、証明書を発行していますので、改めての手続きは不要です。</p>
3 必要書類等	<p>上記①の方は災証明書等</p> <p>上記②の方は死亡診断書、医師による証明書等</p> <p>上記③の方は警察等への行方不明に係る届出等</p> <p>上記④の方は廃業届等</p> <p>上記⑤の方は離職証明書等</p>
4 手続き	<p>必要書類を添えて介護保険等利用料免除申請書を提出してください。申請書は長寿福祉課窓口の他に、市ホームページからも取得することができます。</p>
5 提出先	長寿福祉課 介護保険係
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	長寿福祉課 介護保険係 電話 0248-88-8117

障がい福祉サービス・補装具及び地域生活支援事業の利用料の免除

◆第5版～

1 支援の内容	被災された障がい福祉サービス等の利用者に対し、利用料を免除します。 ただし、食費・居住費については、対象外となります。 免除期間：令和元年10月1日から令和2年3月末までのサービス提供分
2 活用できる方	被災された障がい福祉サービス等の利用者で、下記のいずれかに該当する方 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方 ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
3 必要書類等	下記にお問い合わせください。
4 手続き	下記にお問い合わせください。
5 提出先	下記にお問い合わせください。
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	社会福祉課 障がい福祉係 電話 0248-88-8112

保育所・こども園保育料の減免

1 支援の内容	<p>被害の状況により、認可保育所・認定こども園・小規模保育施設の0歳～2歳児の保育料を、令和元年10月分から令和2年3月分まで、次の割合により減免します。</p> <p>(1) 保育料の算定対象者の住宅又は家財が被害を受けた場合 住宅又は家財の損害の金額が、その住宅又は家財の価格の10分の2以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方は、次の割合により減免します。</p> <table border="1" data-bbox="627 609 1378 860"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度が2/10以上5/10未満のとき</th> <th>損害の程度が5/10以上のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保育料の算定対象者が災害により農作物に被害を受けた場合 農作物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上で、平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下の方（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）は、次の割合により減免します。</p> <table border="1" data-bbox="627 1225 1286 1485"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)(2)どちらにも該当する場合には、保育料の算定対象者に最も有利な割合により減免します。</p>	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4	合計所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	8/10	550万円以下	6/10	750万円以下	4/10	750万円超	2/10
	合計所得金額		減免の割合																								
		損害の程度が2/10以上5/10未満のとき	損害の程度が5/10以上のとき																								
	500万円以下	1/2	全部																								
	750万円以下	1/4	1/2																								
	750万円超	1/8	1/4																								
	合計所得金額	減免の割合																									
	300万円以下	全部																									
	400万円以下	8/10																									
	550万円以下	6/10																									
750万円以下	4/10																										
750万円超	2/10																										
2 活用できる方	災害等により市民税を減免された保育料の算定対象者																										
3 必要書類等	「利用者負担額減免申請書」、「市・県民税の減免決定通知書兼税額変更通知書」の写し																										
4 手続き	利用している保育所等に備え付けの減免申請書に記載し、税額変更通知書の写しを添付のうえ、提出してください。																										
5 提出先	認可保育所、認定こども園、小規模保育施設																										
6 受付日・時間	令和2年2月28日（金）までの保育所等が開所している時間 ※こども課へのお問い合わせは、平日 午前8時30分～午後5時15分																										
7 お問い合わせ	こども課 保育幼稚園係 電話 0248-88-8124																										

児童クラブ保育料の減免

1 支援の内容	児童クラブを利用する児童の保護者の居住する住宅が被害を受けたとき、保育料を減免します。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象 「半壊」以上 ・保育料 無料 ・期間 令和元年10月から令和2年3月までの6か月間
2 活用できる方	被災した、児童クラブ利用児童の保護者
3 必要書類等	児童クラブ保育料減免申請書 り災証明書の写し（半壊以上）
4 手続き	利用している児童クラブに備え付けの減免申請書に記載し、り災証明書の写しを添付のうえ提出してください。
5 提出先	児童クラブ
6 受付日・時間	児童クラブが開館している時間 ※こども課へのお問い合わせは、 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	こども課 子育て支援係 電話 0248-88-8114

こどもセンター預かりルーム使用料の減免

◆第3版～

1 支援の内容	被災された方が、家屋や家財の片付け等を目的に、預かりルームを利用する場合には、使用料を減免します。 預かりルームの利用には、利用日以前の事前面接・登録が必要ですが、利用日当日に面接・登録をしてそのまま預けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間 午前9時から午後5時までの間で4時間以内（火曜日を除く） ・使用料 免除 ・期間 令和元年10月16日（水）から令和元年12月28日（土）まで <u>※預かることができる人数には、限りがあります。</u>
2 活用できる方	被災した方 被災した家族や知人等の家屋、家財等の片付けを手伝う方
3 必要書類等	預けるお子様の保険証の写し、保護者の本人確認書類・印章
4 手続き	利用を希望する場合には事前に予約が必要です。 こどもセンターまでお問い合わせください。
5 受付日・時間	こどもセンター預かりルームが開館している時間（火曜日を除く） 午前9時から午後5時まで
6 お問い合わせ	市民交流センターこどもセンター 電話 0248-76-6687

被災した児童・生徒への教科書・文房具支給

1 支援の内容	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒に対して、必要とする教科書及び文房具を支給します。 文房具の費用の範囲 ・小学校児童 一人当たり 4,500 円 ・中学校生徒 一人当たり 4,800 円
2 活用できる方	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失もしくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障がある小学校児童、中学校生徒
3 手続き	市内小・中学校を通して対象者を把握し、必要なものを調査したうえで支給します。
4 お問い合わせ	学校教育課 電話 0248-88-9168

被災児童生徒に対する就学援助制度

◆第4版～

1 支援の内容	お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる学用品費、学校給食費等の費用の一部を助成し、お子様の就学を援助します。
2 活用できる方	次のいずれかに該当する方 (1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で、主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方 (2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、平成30年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給申請書 ・り災証明書の写し ・離職・休職等の状況がわかる書類の写し・・・2(1)の場合のみ（離職票、休職証明書等の写し） ・世帯状況及び所得等を調査することへの同意書・・・2(2)の場合のみ <p>※平成31年1月2日以降に須賀川市へ転入された方は、同意書の提出は不要ですが、世帯全員（未就学児・児童・生徒の分は除く）の所得証明書（平成30年所得分）を転入前の市町村より取得のうえ、提出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳の写し（表紙）
4 手続き	各小・中学校から申請書等を取得のうえ、必要書類を添えて、学校に提出願います。
5 提出先	各小・中学校
6 受付日・時間	令和2年1月31日（金）までの平日
7 お問い合わせ	学校教育課 電話 0248-88-9168

被災児童生徒に対する入学準備金の入学前支給

◆第4版～

1 支援の内容	<p>お子様を小・中学校へ就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる費用の一部を助成し、お子様の就学を援助する制度を実施します。</p> <p>このうち、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等：入学の際に通常必要とする学用品や通学用品の購入費）に限り、入学前に支給します。</p>
2 活用できる方	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 住居または事業所が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方で、主たる生計維持者が離職・休職・休業せざるを得なくなった方</p> <p>(2) 住居が全壊、大規模半壊、半壊の判定を受け、平成30年の所得が、就学援助制度で定める基準（生活保護基準の1.3倍）以下であり、経済的に困難と認められる方</p>
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費支給申請書 ・り災証明書の写し ・離職・休職等の状況がわかる書類の写し・・・2(1)の場合のみ（離職票、休職証明書等の写し） ・世帯状況及び所得等を調査することへの同意書・・・2(2)の場合のみ <p>※平成31年1月2日以降に須賀川市へ転入された方は、同意書の提出は不要ですが、世帯全員（未就学児・児童・生徒の分は除く）の所得証明書（平成30年所得分）を転入前の市町村より取得のうえ、提出願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳の写し（表紙）
4 手続き	<p>小学校入学予定者は、入学通知書に同封した申請書と必要書類を添えて、学校教育課に提出願います。</p> <p>中学校入学予定者は、各小学校から申請書等を取得のうえ、必要書類を添えて、小学校に提出願います。</p>
5 提出先	<p>小学校入学予定者：教育委員会 学校教育課</p> <p>中学校入学予定者：通学している小学校</p>
6 受付日・時間	<p>令和2年1月31日（金）までの平日</p> <p>学校教育課：平日 午前8時30分～午後5時15分</p>
7 お問い合わせ	<p>学校教育課 電話 0248-88-9168</p>

上下水道料金の減免

1 支援の内容	<p>1 水道料金</p> <p>◆減免対象となる料金◆</p> <table border="1" data-bbox="746 365 1166 562"> <tr> <td>対象となる請求月分</td> </tr> <tr> <td>令和元年11月請求月分</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月請求月分</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月請求月分</td> </tr> </table> <p>◆減免の基準◆</p> <p>(1) 対象となる請求月分の水量と、前年同期の水量もしくは前3回の平均水量を比較し、最も少ない水量を使用水量とし、対象月の増加分を減免します。</p> <p>(2) 基本水量以内の場合、減免の対象となりませんのでご了承ください。</p> <p>なお、令和元年10月12日以前に検針した使用水量については検針値とし、令和元年10月13日以後に検針した使用水量を減免の対象とします。</p> <p>※被災地域の水道料金が、奇数月請求の場合、検針が令和元年10月11日から25日まで行われたため、洗浄等により多水量となる前もしくは洗浄期間中に検針が行われた可能性があります。</p> <p>そのため、令和元年10月の検針で把握しきれなかった水量は、令和元年12月検針において多水量になることが想定されるため、令和元年11月分と令和2年1月分の使用水量について上記手順により水量を認定することにします。</p> <p>なお、偶数月請求の検針期間は、令和元年11月11日から25日まで行われたため、令和元年12月分の使用水量を上記の手順により認定することにします。</p> <p>2 下水道使用料</p> <p>減免対象となる使用料及び減免の基準については、水道料金と同様とします。</p>	対象となる請求月分	令和元年11月請求月分	令和元年12月請求月分	令和2年1月請求月分
対象となる請求月分					
令和元年11月請求月分					
令和元年12月請求月分					
令和2年1月請求月分					
2 活用できる方	被災された上下水道使用者				
3 必要書類等	なし				
4 手続き	市上下水道事業において、把握した被災区域の利用者を対象に減免措置を行いますので、特に申請する必要はありません。				
5 お問い合わせ	水道お客さまセンター 電話 0248-63-7111				

上下水道料金の減免（追加減免）

◆第3版～

1 支援の内容	<p>上下水道料金</p> <p>◆減免対象となる料金◆ 被災を受けた建物等で契約されていた上下水道料金のうち次の請求月分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">対象となる請求月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年11月請求月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年12月請求月分</td> </tr> </table> <p>◆減免の追加支援◆ 被災した月（10月分）の上下水道料金を全額免除します。</p>	対象となる請求月分	令和元年11月請求月分	令和元年12月請求月分
対象となる請求月分				
令和元年11月請求月分				
令和元年12月請求月分				
2 活用できる方	り災証明書で半壊以上の判定となった上下水道使用者 事業用資産り災証明書が発行された事業者			
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し ・上下水道料金減免申請書 ・印章 ・通帳の写し ・検針票又は領収書の写し 			
4 手続き	上下水道料金減免申請書に記入し、関係書類を添付のうえ、水道お客さまセンター窓口にて提出してください。（郵送可） 後日、納付済となっている料金については口座に還付します。			
5 提出先	水道お客さまセンター			
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分			
7 お問い合わせ	水道お客さまセンター 電話 0248-63-7111			

水道の加入金及び手数料の減免

◆第3版～

1 支援の内容	<p>◆減免の基準◆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被災により敷地を移転し給水装置を新設する場合、加入金の額の2分の1を減免します。 ・家屋の被災により給水装置の新設、改造及び撤去の申請が必要な場合、設計審査・工事検査に係る手数料の額の2分の1を減免します。
2 活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋が被災し、り災証明書を取得した水道使用者 ・水道料金に滞納がない方
3 必要書類等	・り災証明書の写し
4 手続き	減免を申請する方は、「り災証明書」の写しに「加入金及び手数料減免」と記入し、給水装置工事申込書と併せて市の指定給水装置工事事業者を経由し市に提出してください。
5 提出先	お客さまが依頼した市の指定給水装置工事事業者
6 お問い合わせ	水道お客さまセンター 電話 0248-63-7111

下水道受益者負担金等の納期限延長

1 支援の内容	<p>下水道受益者負担金、下水道受益者分担金の納期限を延長します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 延長期間について 令和元年度第3期の期限を令和元年12月12日（木）まで延長します。 • 口座振替について 従来どおりの令和元年12月2日（月）に振替させていただきました。 • 納付書の再発行について 納付書については、従来のもを使用できますが、紛失等された方は、下記問い合わせ先（収納課）へご連絡ください。
2 活用できる方	下水道受益者負担金、下水道受益者分担金を納付している方
3 必要書類等	なし
4 手続き	なし
5 お問い合わせ	<p>（受益者負担金等の納期延長について） 経営課 下水道係 電話 0248-88-9158 （口座振替・納付書再発行について） 収納課 収納管理係 電話 0248-88-9126</p>

住宅の応急修理制度

1 支援の内容	<p>住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に欠くことのできない部分のうち、緊急に修理を要する次の箇所について実施します。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、柱、床、外壁、基礎等 2 ドア、窓等の開口部 3 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 4 衛生設備 <p>※内装のみを修理するものは、原則として対象外です。</p> <p>※今まで対象としていなかった一部の工事内容を対象とする変更がありました。詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。</p> <p>【応急修理の基準額】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯当たり、595,000円（税込）以内 （一部損壊（10%以上）は300,000円（税込）以内） <p>※応急修理代金を、市が修理業者にお支払いします。</p>
2 活用できる方など	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害により住宅が一部損壊（損壊割合が10%以上、以下同じ）、半壊又は大規模半壊の被害を受けた方。 (2) 応急仮設住宅（民間借上住宅を含む）、公営住宅等と応急修理制度を重複して利用しないこと。 (3) 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。被害を受けた住宅で生活が可能となることが見込まれること。 2 災害のため住家が半壊又は一部損壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯については、市において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案して判断します。 <p>※民間賃貸住宅の借上げ制度（No.37）及び被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）（No.39）は、住宅の応急修理制度を利用すると、支援を受けられませんので、ご注意ください。</p>
3 手続き	<p>申込書に記入し提出ください。</p> <p>※その後の手続き、必要書類は受付時に説明します。</p>
4 必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅応急修理申込書 2 須賀川市発行の「り災証明書」 3 世帯全員分の住民票 4 資力に関する申出書（半壊又は一部損壊の世帯のみ） 5 借家の応急修理にかかる所有者の同意書（借家の場合）
5 受付場所	<p>建築住宅課 指導企画係</p>

6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 ※受付申込は、令和2年6月1日（月）まで ※工事完了期限は、令和2年6月11日（木）まで
7 お問い合わせ	建築住宅課 指導企画係 電話 0248-88-9151

No.37

【上下水道・住宅】

民間賃貸住宅の借上げ制度

1 支援の内容	<p>住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供します。</p> <p>（光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などは、入居者の負担となります。）</p>
2 活用できる方など	<p>1 入居者の要件（いずれにも該当）</p> <p>(1) 令和元年10月12日現在、市内に居住していた方</p> <p>(2) 次の要件のいずれかを満たす方</p> <p>① 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方</p> <p>② 半壊（大規模半壊含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方</p> <p>（土砂や流木、その他の支障物を容易に除去できず、かつ、床、壁、衛生設備等を修理し、ハウスクリーニング、清掃及び消毒をしても居住できない程度に被災した場合）</p> <p>※半壊（大規模半壊を含む）のり災証明を受けた方で、修理等で一時的に居住できない方についても、修理等が終わるまでの間、供与対象として認めることとなりました。「水害により流入した土砂や流木等により住宅として利用できない状態にある」ことが必要であり、半壊であっても「床上浸水」のみの場合は対象とはなりません。</p> <p>③ ライフラインが途絶、避難指示など、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方</p> <p>(4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</p> <p>2 借り上げる住宅の要件（いずれにも該当）</p> <p>(1) 貸主から同意を得ているもの</p> <p>(2) 昭和56年以降建設の住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること。</p>

	<p>(3) 家賃が、1か月当たり6万円以下（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては9万円以下）であること。</p> <p>※上記に該当する方で、10月12日以降にすでに別途契約している方も対象となります。</p> <p><u>※住宅の応急修理制度（No.36）は、民間賃貸住宅の借上げの提供を受けると、利用できなくなります。</u></p>
3 手続き	<p>受付票に記入し提出ください。</p> <p>※その後の手続き、必要書類は受付時に説明します。</p>
4 必要書類等	<p>受付票、県借上げ住宅申込書、誓約書、り災証明ほか</p> <p>※詳細は受付時に説明します。</p>
5 受付場所	<p>建築住宅課 市営住宅係</p>
6 受付日・時間	<p>平日 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>※受付申込は、令和2年5月29日（金）まで</p> <p>※手続後の入居は、令和2年6月30日（火）まで</p>
7 お問い合わせ	<p>建築住宅課 市営住宅係 電話 0248-88-9152</p>

No.38

【上下水道・住宅】

建築確認申請等の手数料免除

◆第3版～

1 支援の内容	<p>被災された方の住宅の建築に係る確認申請等の手数料を免除します。</p> <p>なお、免除期間は、令和2年10月11日までです。</p> <p>【免除の対象となる手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請手数料 ・完了検査申請手数料 ・中間検査申請手数料 ・位置指定申請手数料 <p>※令和2年10月11日までに建築物の建築等に係る当初の申請（建築確認）が行われたものは、その後の申請（中間検査、完了検査）の手数料も免除されます。</p>
2 活用できる方	<p>【免除の対象となる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風第19号により被害を受けた、住宅（一戸建て、共同住宅、長屋等の専用住宅をいいます。以下、同じ）または兼用住宅の所有者または居住者で、市町村から発行される「り災証明書」の判定が「半壊」以上の方
3 手続き	<p>「建築確認関係申請手数料免除申請書」に記入、押印のうえ提出してください。</p> <p>※「建築確認関係申請手数料免除申請書」は、市ホームページからダウンロードできます。</p>
4 必要書類等	<p>市町村が発行する「り災証明書」</p>
5 受付場所	<p>建築住宅課 指導企画係</p>

6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	建築住宅課 指導企画係 電話 0248-88-9151

No.39

【上下水道・住宅】

被災家屋等解体撤去支援事業（公費解体）

◆第3版～**延長**

1 支援の内容	<p>生活環境保全上の支障となっていると市が判断した被災家屋等の解体・撤去を市が所有者に代わって行います。</p> <p>すでに解体・撤去を行った場合の費用について、市が所有者へお支払いできる場合もあります。（解体前・工事中・解体後の写真、解体業者との契約書、費用の明細等の書類を準備しておく必要があります。）</p>
2 活用できる方	「り災証明書」で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」とされた個人所有の家屋、中小企業の所有物、これらと一体となって解体、撤去する建築物の所有者
3 必要書類等	下記にお問い合わせください。
4 手続き	下記にお問い合わせください。
5 提出先	環境課
6 受付日・時間	令和 2 年 1 月 27 日（月）～令和 2 年 6 月 30 日（火） 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	環境課 電話 0248-88-9129 、 88-9130

No.40 **終了しました**

【上下水道・住宅】

一時的な市営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

1 支援の内容	(1) 使用期間 原則3か月以内（令和2年1月末まで） ※あくまでも一時的な避難による無償提供となります。 (2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除 (光熱水費、共益費は自己負担) 現状での入居となります。駐車場は、空きがない場合があります。
2 活用できる方	須賀川市在住の方で、災害により、床上浸水で大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方。 (暴力団員でないこと)
3 必要書類等	①市営住宅一時使用（一時避難受入れ）申込書 ②スマートフォンなどで撮った床上浸水以上の写真 ※お申込み時に、床上浸水以上の被害があったことが確認できる写真（浸水の痕など）を、スマホや携帯電話等で提示いただくこととなります。
4 手続き	上記3の必要書類等で、お申し込みください。 申し込みが複数の場合は、抽選を行います。
5 提出先	建築住宅課 市営住宅係
6 受付日・時間	令和元年10月16日（水）から令和元年10月24日（木）まで
7 お問い合わせ	建築住宅課 市営住宅係 電話 0248-88-9152

No.41 **終了しました**

【上下水道・住宅】

一時的な県営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

1 支援の内容	追加募集の有無など、詳細は下記の県中建設事務所総務部行政課へお問い合わせください。
2 お問い合わせ	郡山市麓山1-1-1 郡山合同庁舎 北分庁舎 県中建設事務所 総務部行政課 電話 024-935-1427

No.42 終了しました

【上下水道・住宅】

一時的な災害公営住宅の無償提供（一時避難受入れ）

1 支援の内容	(1) 使用期間 原則 3 か月以内 ※あくまでも一時的な避難による無償提供となります。 (2) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料は免除 (光熱水費、共益費は自己負担) 現状での入居となります。
2 活用できる方	須賀川市在住の方で、災害により、床上浸水で大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方。 (暴力団員でないこと)
3 必要書類等	①災害公営住宅一時使用（一時避難受入れ）申込書 ②スマートフォンなどで撮った床上浸水以上の写真 ※お申込み時に、床上浸水以上の被害があったことが確認できる写真（浸水の痕など）を、スマホや携帯電話等で提示いただくこととなります。
4 手続き	上記3の必要書類等で、お申し込みください。 申し込みが複数の場合は、抽選を行います。
5 提出先	建築住宅課 市営住宅係
6 受付日・時間	令和元年 11 月 5 日（火）から令和元年 11 月 10 日（日）まで
7 お問い合わせ	建築住宅課 市営住宅係 電話 0248-88-9152

No.43

【上下水道・住宅】

市が分譲する住宅地の特別割引制度

◆第4版～

1 支援の内容	市が分譲する住宅地（ガーデンタウン虹の台、ながぬまニュータウン）を半額で販売します。
2 活用できる方	自ら居住する住宅を建築するために、宅地を必要とする個人及び社員住宅を建築するために宅地を必要とする法人等で、次の要件を満たす方。 ・居住する住宅が「半壊」以上の証明を受けた方 ・市税等を滞納していない方
3 必要書類等	分譲申込書、住民票、り災証明書
4 手続き	分譲申込書に必要事項を記載して、お申し込みください。
5 提出先	企画政策課
6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	企画政策課 企画政策係 電話 0248-88-9111

農業被害証明書交付

1 支援の内容	<p>農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受け、農家経営安定資金等の融資を申し込むにあたり「被害証明書」が必要となる農業者に対し、証明書を交付します。</p> <p>[資金の詳細]</p> <p>○農家経営安定資金（小災害資金） 福島県独自の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金用途 農業施設等の復旧、営農のための運転資金 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） ・貸付限度額 500万円 ・貸付利率 0.06%以内（農協取扱いは無利子） ・申込期限 令和2年3月13日（金）まで <p>○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金用途 災害等に対し農業経営を維持・安定するための資金 ・償還期限 10年以内（うち据置3年以内） ・貸付限度額 1,200万円 ・貸付利率 0.06%（貸付当初5年間実無利子） ・申込期限 令和2年3月31日（火）まで
2 活用できる方	農林業用資産又は家畜、生産物に被害を受けた農業者
3 必要書類等	被害状況写真 被害所在地が確認できる図面（無い場合は市で準備します。）
4 手続き	必要書類を持参し、農政課へ申請してください。
5 提出先	農政課
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	農政課 農業政策係 電話 0248-88-9138

農業等災害対策の相談

1 支援の内容	農業施設や農業機械等の修繕更新など、営農を再開する農業者へ、相談を受付しています。 (補助申込の受付は、令和元年12月3日(火)から市内JA各支店で行います。)
2 活用できる方	農業施設・機械等に被害を受けた農業者
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した営農資産(農機具等)の状況写真 ・修繕、再取得が確認できる第三者からの証明書 ・2社からの見積書
4 手続き	必要書類を持参し、農政課へ相談してください。
5 提出先	農政課
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	農政課 農業振興係 電話 0248-88-9139

農地等災害対策の相談

1 支援の内容	農地・農業用施設復旧に対して支援します。 申請受付は、令和元年11月21日(木)から開始しています。 (要件については、「令和元年11月18日発行、農家の皆様へ第二報」をご覧ください。)
2 活用できる方	被害を受けた農地・農業用施設の所有者または耕作者
3 必要書類等	被災した農地等の写真
4 手続き	必要書類を持参し、農政課へ相談してください。
5 提出先	農政課
6 受付日・時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	農政課 農林整備係 電話 0248-88-9140

事業用資産り災証明書交付

1 支援の内容	災害で被害を受けた事業用資産の被害状況に対して、り災証明書を交付します。
2 活用できる方	市内で事業を営む方 ・市内の物件、設備が対象となります。 ・市内事業者でも市外の物件については対象外となります。
3 必要書類等	・被害状況の分かる写真 ・被害にあわれた物件、設備等が事業者所有と確認できるもの（減価償却資産計算書など）
4 手続き	商工課へ申請ください。
5 提出先	商工課
6 受付日・時間	・令和元年 11 月 11 日（月）から受付開始 （平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
7 お問い合わせ	商工課 電話 0248-88-9142

災害救援物資の提供

1 支援の内容	全国から寄せられた災害救援物資を、災害で被害を受けた方に提供します。
2 活用できる方	災害で被害を受けた方
3 必要書類等	り災証明書または住所が分かるもの
4 手続き	【平日】市庁舎 2 階 商工課または観光交流課 ※物資には限りがありますので、早めに提供を終了する場合があります。予めご了承ください。
5 提出先	上記手続き窓口
6 受付日・時間	・提供期間 令和元年 11 月 11 日（月）～11 月 22 日（金） （平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
7 お問い合わせ	商工課 電話 0248-88-9141

豪雨対策特別資金融資制度

延長

1 支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> • 対象者 次のすべての要件を満たす者 ア 市内に事業所を有する者 イ 市長が発行する豪雨災害によるり災証明書を受けた者 ウ 市税を完納している者 エ 借入計画が適当であると認められる者 オ <u>直近1か月の売上高が前年同月と比べて20%以上減少している者</u> • 資金使途 運転資金、設備資金（併用可） • 融資限度額 1 事業者 3,000 万円以内 • 返済期間 10 年以内（据置期間 2 年以内） • 利 率 固定 1.5%以内 • 取扱期間 令和元年 11 月 11 日から令和2年<u>9月30日</u>まで • 申込先 市融資制度取扱金融機関 【須賀川信用金庫市内 5 店舗、 東邦銀行市内 3 店舗、 福島銀行須賀川支店、 大東銀行須賀川支店、 常陽銀行須賀川支店、 県商工信用組合須賀川支店】 • 優遇措置 ア 信用保証料補助 35 万円まで イ 利子補給 約定利子 最大 5 年間全額
2 活用できる方	上記対象者
3 必要書類等	上記金融機関へお問合せください。
4 手続き	上記金融機関へお申込みください。
5 提出先	上記金融機関
6 <u>受付日・時間</u>	令和元年 11 月 11 日（月）から令和2年9月30日（水）まで
7 <u>お問い合わせ</u>	商工課 電話 0248-88-9143

No.50 終了しました

【衛生・健康・災害ごみ】

保健師等による健康相談

1 支援の内容	保健師及び管理栄養士が、避難者の健康状態確認のため避難所を巡回しています。 また、通常業務に加え、被災世帯への保健師等による自宅訪問や電話による体調確認・保健指導を実施しています。
2 お問い合わせ	健康づくり課 保健指導係 電話 0248-88-8123

No.51

【衛生・健康・災害ごみ】

家屋床下の消毒・消毒液の無料配布

1 支援の内容	被害を受けた家屋を対象に、床下の消毒を行います。 消毒実施時に床上・床下用薬剤も一緒に配布しています。 消毒の薬剤は、健康づくり課で配布しています。 消毒用薬剤：10%塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん液）を50～200倍に希釈したものを使用。
2 活用できる方	被災した家屋
3 必要書類等	なし
4 手続き	健康づくり課に連絡してください。
5 受付日・時間	・配布場所 健康づくり課 電話で受付可能 ・配布時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
6 お問い合わせ	健康づくり課 電話 0248-88-8122

No.52

【衛生・健康・災害ごみ】

消毒液の無料配布（事業所）

1 支援の内容	被害を受けた事業所を対象に、消毒液の無料配布を行います。
2 活用できる方	被災された事業所
3 必要書類等	なし
4 手続き	下記配布場所において、事業所名・住所等をご記入いただきます。
5 提出先	下記配布場所において配布いたします。
6 受付日・時間	・配布日 令和元年10月28日（月）から ・配布場所 健康づくり課 ・配布時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
7 お問い合わせ	商工課 電話 0248-88-9142

災害ごみの収集（戸別収集）

1 支援の内容	環境課への電話申込みにより、申込者宅へ収集車を配車して回収します。
2 活用できる方	水害により浸水被害を受けた方
3 必要書類等	なし
4 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
5 お問い合わせ	環境課 電話 0248-88-9129 、 88-9130

個人番号カード再交付手数料の免除

1 支援の内容	<p>災害で紛失、損傷した個人番号カードの再交付にかかる手数料を免除します。</p> <p>※ 再交付の場合もお渡しは、申請から 1 か月程度かかります。</p> <p>※ 既に納入した手数料の還付はありません。</p>
2 活用できる方	須賀川市が発行する「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けている世帯主及び同一世帯員
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書または被災証明書 ・本人確認書類：運転免許証など写真付きのものは 1 点 保険証、通帳などの場合は 2 点 ・再交付申請書に貼付する顔写真 1 枚（縦 4.5 センチ×横 3.5 センチ） <p>※市民課窓口でも実費 200 円で撮影できます。</p> <p>※ご不明な点はお問い合わせください。</p>
4 手続き	<p>紛失した個人番号カードの利用停止のお手続きが必要です。</p> <p>併せて、再交付のご説明もしますので、事前に、市民課（電話 0248-88-9134）にご連絡ください。</p>
5 提出先	市民課
6 受付日・時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
7 お問い合わせ	市民課 電話 0248-88-9134

※令和 2 年 5 月 25 日付けで通知カードは廃止になりましたので、再交付はいたしません。

福島県パスポート発給手数料の一部免除について

◆第3版～

1 支援の内容	<p>災害により有効なパスポートを紛失、損傷された方の旅券手数料の一部を免除します。</p> <p>免除される金額（福島県分） 2,000 円</p> <p>※国に納める手数料は免除されません。</p> <p>※申請は1回限りの適用です。</p>
2 活用できる方	<p>1 災害によって有効な一般旅券を紛失又は損傷したとき、その旅券の有効期間満了日までに、福島県内で、紛失による新規申請又は損傷による切替申請をする方</p> <p>2 住宅等が災害により「全壊、大規模半壊、半壊」の「り災証明書」を受けた方</p>
3 必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失届又は損傷旅券 ・一般旅券の発給申請に必要な書類 ・手数料免除申請書 ・り災証明書（原本） <p>※コピーを一部とらせて頂き、原本はお返しします。</p>
4 手続き	上記の必要書類をそろえてパスポート窓口申請してください。
5 提出先	市民課 パスポート窓口 ※県内すべてのパスポート窓口でも可
6 受付日・時間	平日 午前8時45分～午後4時 ※申請期限 令和3年3月31日まで
7 お問い合わせ	市民課 電話 0248-88-9134 福島県パスポートセンター 電話 024-525-4032

各種支援等相談／申請窓口

(1) り災証明書（被災証明書）

支援制度	問合せ先(0248)	市役所	備考
①②③④り災証明書	税務課 88-9125	2階	
⑤被災証明書			

(2) 住まいの支援

⑤①家屋床下の消毒、消毒液配布	健康づくり課 88-8122	1階	
⑤③住宅の応急修理制度	建築住宅課 88-9151	2階	
⑤⑦民間賃貸住宅の借上げ制度	建築住宅課 88-9152		
⑤⑨被災家屋等解体撤去支援 (公費解体)	環境課 88-9129、9130	2階	
⑤④住宅地の特別割引制度	企画政策課 88-9111	3階	

(3) 暮らしの支援

⑦災害見舞金	社会福祉課 88-8111		返信用封筒にて郵送申請
①①被災者生活再建支援制度			
①②災害義援金（県・市第一次配分）			
①③被災者特別支援金			
①⑨災害弔慰金			
①⑩災害障害見舞金	1階	事前問合せ	
生活福祉資金貸付（緊急小口資金）	社会福祉協議会 88-8211	1階	事前問合せ

(4) 市税（保険料）等の減免

①⑤固定資産税・都市計画税の減免	税務課 88-9125	2階	
①⑥国民健康保険税の減免	保険年金課 88-9136	1階	
①⑦国民年金第1号被保険者の 国民年金保険料の免除	保険年金課 88-9137	1階	
①⑧後期高齢者医療保険料の減免			
①⑨介護保険料の減免	長寿福祉課 88-8117	1階	
①④水道の加入金及び手数料の減免	水道お客さまセンター 63-7111		市指定業者経由で市へ申請

(5) 農業に関する支援

④⑥農地等災害対策の相談	農政課 88-9140	2階	
--------------	-------------	----	--

(6) 商工業等の事業者に関する支援

④⑦事業用資産り災証明書	商工課 88-9142	2階	
④⑨豪雨対策特別資金融資制度	商工課 88-9143	問合せ・申請は取扱金融機関	

(7) その他

③⑧建築確認申請等の手数料免除	建築住宅課 88-9151	2階	
⑤④個人番号カードの再交付	市民課 88-9134	1階	事前問合せ
⑤⑤県ハースポット発給手数料一部免除			

※○の数字は、冊子内にある同じNo.の支援制度を表しています。（例：① → No.1）